

特定小売供給約款変更届出書

2026 年 9 月 29 日

四国電力株式会社

特定小売供給約款変更届出書

営推発 第1号
2026年9月29日

経済産業大臣 赤 澤 亮 正 殿

高松市丸の内2番5号
四国電力株式会社

取締役社長 宮本喜弘
社長執行役員

改正法附則第18条第4項の規定および平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第4項の規定により、次のとおり特定小売供給約款を変更したいので届け出ます。

変 更 の 内 容	別紙 特定小売供給約款のとおりであります。
実 施 期 日	2026年11月1日

特定小売供給約款変更届出書

営推発 第1号
2026年9月29日

経済産業大臣 赤 澤 亮 正 殿

高松市丸の内2番5号
四国電力株式会社

取締役社長 宮本喜弘
社長執行役員

改正法附則第18条第4項の規定により、次のとおり特定小売供給約款を変更したいので届け出ます。

変更の内容	別紙 特定小売供給約款のとおりであります。
実施期日	2026年11月1日

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に 関する省令第 25 条の規定に基づく添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 特定小売供給約款の変更の内容および新旧比較表
- 3 みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則様式第 19 から第 22 までにより作成した書類
 - (様式第 19) 特殊変動額総括表
 - (様式第 19 の 2) 特殊送配電非関連費明細表
 - (様式第 20) 特殊送配電関連費等計算表
 - (様式第 21) 特殊原価等集計表
 - (様式第 22) 特殊変動費と料金収入の変動分の比較表

1 変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

このたび当社は、2026 年 9 月 11 日に届出された各一般送配電事業者の託送供給等約款の見直しにともない、一般送配電事業者等に支払うべき料金の額の増加に対応すべく新たな料金率を設定することといたしました。

つきましては、改正法附則第 18 条第 4 項の規定にもとづき、ここに特定小売供給約款の変更を届け出る次第であります。

2 特定小売供給約款の変更の内容および 新旧比較表

特定小売供給約款の変更の内容

改正法附則第 18 条第 4 項の規定にもとづき届け出る特定小売供給約款の変更につきましては、託送料金の見直しを料金率に反映するために必要となる変更を行ないました。

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
特定小売供給約款 2025年 4月 1 日 実 施 四国電力株式会社	特定小売供給約款 <u>2026</u>年 <u>11</u>月 1 日 実 施 四国電力株式会社

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
特 定 小 売 供 給 約 款 目 次 I 総 則 1 1 適 用 1 2 供給約款の届出および変更 1 3 定 義 1 4 単位および端数処理 3 5 実 施 細 目 3 II 契約の申込み 4 6 需給契約の申込み 4 7 需給契約の成立および契約期間 5 8 需 要 場 所 5 9 需給契約の単位 6 10 供 給 の 開 始 6 11 供 給 の 単 位 6 12 承 諾 の 限 界 7 13 需給契約書の作成 7 III 契約種別および料金 8 14 契 約 種 別 8 15 定 額 電 灯 8 16 従 量 電 灯 11 17 臨 時 電 灯 15 18 公 衆 街 路 灯 18 19 低 圧 電 力 23 20 臨 時 電 力 26 21 農 事 用 電 力 28 IV 料金の算定および支払い 30 22 料金の適用開始の時期 30 23 検 針 日 30 24 料金の算定期間 31 25 使用電力量の算定 31	特 定 小 売 供 給 約 款 目 次 I 総 則 1 1 適 用 1 2 供給約款の届出および変更 1 3 定 義 1 4 単位および端数処理 3 5 実 施 細 目 3 II 契約の申込み 4 6 需給契約の申込み 4 7 需給契約の成立および契約期間 5 8 需 要 場 所 5 9 需給契約の単位 6 10 供 給 の 開 始 6 11 供 給 の 単 位 6 12 承 諾 の 限 界 7 13 需給契約書の作成 7 III 契約種別および料金 8 14 契 約 種 別 8 15 定 額 電 灯 8 16 従 量 電 灯 11 17 臨 時 電 灯 15 18 公 衆 街 路 灯 18 19 低 圧 電 力 23 20 臨 時 電 力 26 21 農 事 用 電 力 28 IV 料金の算定および支払い 30 22 料金の適用開始の時期 30 23 検 針 日 30 24 料金の算定期間 31 25 使用電力量の算定 31

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）		変更後（2026 年 11 月 1 日実施）	
26	料 金 の 算 定	32	26 料 金 の 算 定
27	日 割 計 算	33	27 日 割 計 算
28	料金の支払義務および支払期日	34	28 料金の支払義務および支払期日
29	料金その他の支払方法	35	29 料金その他の支払方法
30	延 滞 利 息	37	30 延 滞 利 息
31	保 証 金	38	31 保 証 金
V 使用および供給		40	V 使用および供給
32	適正契約の保持	40	32 適正契約の保持
33	力 率 の 保 持	40	33 力 率 の 保 持
34	需要場所への立入りによる業務の実施	40	34 需要場所への立入りによる業務の実施
35	電気の使用にともなうお客さまの協力	41	35 電気の使用にともなうお客さまの協力
36	供 給 の 停 止	41	36 供 給 の 停 止
37	供給停止の解除	42	37 供給停止の解除
38	供給停止期間中の料金	43	38 供給停止期間中の料金
39	違 約 金	43	39 違 約 金
40	供給の中止または使用の制限もしくは中止	43	40 供給の中止または使用の制限もしくは中止
41	制限または中止の料金割引	44	41 制限または中止の料金割引
42	損害賠償の免責	45	42 損害賠償の免責
43	設 備 の 賠 償	45	43 設 備 の 賠 償
VI 契約の変更および終了		46	VI 契約の変更および終了
44	需給契約の変更	46	44 需給契約の変更
45	名 義 の 変 更	46	45 名 義 の 変 更
46	需給契約の廃止	46	46 需給契約の廃止
47	需給開始後の需給契約の廃止または変更にとまなう 料金および工事費の精算	47	47 需給開始後の需給契約の廃止または変更にとまなう 料金および工事費の精算
48	解 約 等	49	48 解 約 等
49	需給契約消滅後の債権債務関係	49	49 需給契約消滅後の債権債務関係
VII 供給方法、工事および工事費の負担		50	VII 供給方法、工事および工事費の負担
50	供給方法および工事	50	50 供給方法および工事
51	工事費負担金等の申受けおよび精算	50	51 工事費負担金等の申受けおよび精算
VIII 保 安		51	VIII 保 安
52	保 安 の 責 任	51	52 保 安 の 責 任
53	調 査	51	53 調 査

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）			変更後（2026 年 11 月 1 日実施）		
54	調査に対するお客さまの協力	51	54	調査に対するお客さまの協力	51
55	保安に対するお客さまの協力	51	55	保安に対するお客さまの協力	51
56	自家用電気工作物	52	56	自家用電気工作物	52
附	則	53	附	則	53
別	表	59	別	表	59

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
I 総 則 1 適 用 (1) 当社が、特定需要に応じて一般送配電事業者または配電事業者（以下「一般送配電事業者等」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。 (2) この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。 徳島県、高知県、香川県（一部を除きます。）、愛媛県（一部を除きます。）	I 総 則 1 適 用 (1) 当社が、特定需要に応じて一般送配電事業者または配電事業者（以下「一般送配電事業者等」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。 (2) この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。 徳島県、高知県、香川県（一部を除きます。）、愛媛県（一部を除きます。）
2 供給約款の届出および変更 (1) この供給約款は、電気事業法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第4項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。 (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の特定小売供給約款によります。	2 供給約款の届出および変更 (1) この供給約款は、<u>電気事業法附則第18条第4項の規定</u>にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。 (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の特定小売供給約款によります。
3 定 義 次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (1) 低 圧 標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。 (2) 電 灯 白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。 (3) 小 型 機 器 主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。 (4) 動 力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。 (5) 契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。 (6) 契約主開閉器 契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ	3 定 義 次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (1) 低 圧 標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。 (2) 電 灯 白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。 (3) 小 型 機 器 主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。 (4) 動 力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。 (5) 契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。 (6) 契約主開閉器 契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。 (7) 契 約 容 量 契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。 (8) 契 約 電 力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。 (9) 夏 季 毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。 (10) そ の 他 季 毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。 (11) 貿 易 統 計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。 (12) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年がうるう年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。 (13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。	断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。 (7) 契 約 容 量 契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。 (8) 契 約 電 力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。 (9) 夏 季 毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。 (10) そ の 他 季 毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。 (11) 貿 易 統 計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。 (12) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年がうるう年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。 (13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。
4 単位および端数処理 この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。 (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (2) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (3) 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力または農事用電力については、19（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が 0.5 キロワット以下となるときは、契約電力を 0.5 キロワットといたします。 (4) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、30 分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。 (5) 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。	4 単位および端数処理 この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。 (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (2) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (3) 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力または農事用電力については、19（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が 0.5 キロワット以下となるときは、契約電力を 0.5 キロワットといたします。 (4) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、30 分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。 (5) 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
(6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。	(6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。
5 実 施 細 目 この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。	5 実 施 細 目 この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。
Ⅱ 契約の申込み 6 需給契約の申込み (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。 契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者等〔以下「当該一般送配電事業者等」といいます。〕が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等〔以下「託送約款等」といいます。〕に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約容量、契約電力、発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法 (2) (1) により需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。 イ 託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。 ロ 当社が、需給契約の締結に必要な事項のうち、当該一般送配電事業者等が接続供給のために必要とする事項について、当該一般送配電事業者等に提供すること。 ハ 当該一般送配電事業者等が、接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、当社に提供すること。 (3) 契約負荷設備、契約容量および契約電力については、1 年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1 年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降 1 年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。 (4) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。 (5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のため	Ⅱ 契約の申込み 6 需給契約の申込み (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。 契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者等〔以下「当該一般送配電事業者等」といいます。〕が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等〔以下「託送約款等」といいます。〕に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約容量、契約電力、発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法 (2) (1) により需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。 イ 託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。 ロ 当社が、需給契約の締結に必要な事項のうち、当該一般送配電事業者等が接続供給のために必要とする事項について、当該一般送配電事業者等に提供すること。 ハ 当該一般送配電事業者等が、接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、当社に提供すること。 (3) 契約負荷設備、契約容量および契約電力については、1 年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1 年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降 1 年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。 (4) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。 (5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のため

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
に必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。	に必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
7 需給契約の成立および契約期間 (1) 需給契約は、お客さまの需給契約の申込みを当社が承諾したときに成立いたします。 (2) 契約期間は、次によります。 イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間をいいます。）の末日までといたします。 ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。 ニ お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イ、ロおよびハにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。	7 需給契約の成立および契約期間 (1) 需給契約は、お客さまの需給契約の申込みを当社が承諾したときに成立いたします。 (2) 契約期間は、次によります。 イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間をいいます。）の末日までといたします。 ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。 ニ お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イ、ロおよびハにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。
8 需 要 場 所 需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。	8 需 要 場 所 需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。
9 需給契約の単位 当社は、次の場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。 (1) 1 需要場所において、次の 2 以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の 1 契約種別（(2)の場合は、2 契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合 臨時電灯のうちの 1 契約種別、臨時電力、農事用電力 (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯のうちの 1 契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合 (3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の利用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき。	9 需給契約の単位 当社は、次の場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。 (1) 1 需要場所において、次の 2 以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の 1 契約種別（(2)の場合は、2 契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合 臨時電灯のうちの 1 契約種別、臨時電力、農事用電力 (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯のうちの 1 契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合 (3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の利用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき。

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）								
10 供給の開始 (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。 (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまおよび当該一般送配電事業者等と協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。	10 供給の開始 (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。 (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまおよび当該一般送配電事業者等と協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。								
11 供給の単位 当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。	11 供給の単位 当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。								
12 承諾の限界 当社は、法令、電気の需給状況、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。	12 承諾の限界 当社は、法令、電気の需給状況、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。								
13 需給契約書の作成 特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。	13 需給契約書の作成 特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。								
Ⅲ 契約種別および料金 14 契約種別 契約種別は、次のとおりといたします。 <table border="1"> <tr> <td>需 要 区 分</td><td>契 約 種 別</td></tr> <tr> <td>電 灯 需 要</td><td>定 額 電 灯</td></tr> </table>	需 要 区 分	契 約 種 別	電 灯 需 要	定 額 電 灯	Ⅲ 契約種別および料金 14 契約種別 契約種別は、次のとおりといたします。 <table border="1"> <tr> <td>需 要 区 分</td><td>契 約 種 別</td></tr> <tr> <td>電 灯 需 要</td><td>定 額 電 灯</td></tr> </table>	需 要 区 分	契 約 種 別	電 灯 需 要	定 額 電 灯
需 要 区 分	契 約 種 別								
電 灯 需 要	定 額 電 灯								
需 要 区 分	契 約 種 別								
電 灯 需 要	定 額 電 灯								

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）

	従 量 電 灯	A		
		B		
		臨 時 電 灯		A
				B
				C
		公 衆 街 路 灯		A
	B			
	C			
	電 力 需 要	低 圧 電 力		
臨 時 電 力				
農 事 用 電 力				

15 定 額 電 灯

(1) 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といいます。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといいます。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情があると当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は、別

変更後（2026 年 11 月 1 日実施）

	従 量 電 灯	A		
		B		
		臨 時 電 灯		A
				B
				C
		公 衆 街 路 灯		A
	B			
	C			
	電 力 需 要	低 圧 電 力		
臨 時 電 力				
農 事 用 電 力				

15 定 額 電 灯

(1) 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といいます。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといいます。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情があると当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は、別

- 11 -

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）

表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 需要家料金

需要家料金は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	71円50銭
---------	--------

ロ 電 灯 料 金

(イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1 月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1 灯につき	137円68銭
10ワットをこえ20ワットまでの1 灯につき	228円07銭
20ワットをこえ40ワットまでの1 灯につき	408円84銭
40ワットをこえ60ワットまでの1 灯につき	589円63銭
60ワットをこえ100ワットまでの1 灯につき	950円20銭
100ワットをこえる1 灯につき50ワットまでごとに	475円10銭

(ロ) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1 ボルトアンペアを1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1 ボルトアンペアを1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1 月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1 機器につき	373円98銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1 機器につき	637円96銭
100ボルトアンペアをこえる1 機器につき50ボルトアンペアまでごとに	318円98銭

(5) そ の 他

当該一般送配電事業者等は、必要に応じて電流制限器を取り付けます。

変更後（2026 年 11 月 1 日実施）

表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 需要家料金

需要家料金は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	71円50銭
---------	--------

ロ 電 灯 料 金

(イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1 月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1 灯につき	<u>144円16銭</u>
10ワットをこえ20ワットまでの1 灯につき	<u>241円03銭</u>
20ワットをこえ40ワットまでの1 灯につき	<u>434円78銭</u>
40ワットをこえ60ワットまでの1 灯につき	<u>628円53銭</u>
60ワットをこえ100ワットまでの1 灯につき	<u>1,015円01銭</u>
100ワットをこえる1 灯につき50ワットまでごとに	<u>507円52銭</u>

(ロ) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1 ボルトアンペアを1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1 ボルトアンペアを1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1 月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1 機器につき	<u>393円40銭</u>
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1 機器につき	<u>676円80銭</u>
100ボルトアンペアをこえる1 機器につき50ボルトアンペアまでごとに	<u>338円40銭</u>

(5) そ の 他

当該一般送配電事業者等は、必要に応じて電流制限器を取り付けます。

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）												
16 従 量 電 灯 (1) 従量電灯 A イ 適 用 範 囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。 (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。 (ハ) 定額電灯を適用できないこと。 ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)および(ロ)に該当し、かつ、(ロ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧200ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 ハ 最大需要容量 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。 ニ 料 金 料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 <table><tr><td>最低料金</td><td>1 契約につき最初の11キロワット時まで</td><td>666円89銭</td></tr><tr><td>電力量料金</td><td>11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき</td><td>30円65銭</td></tr></table>	最低料金	1 契約につき最初の11キロワット時まで	666円89銭	電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	30円65銭	16 従 量 電 灯 (1) 従量電灯 A イ 適 用 範 囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。 (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。 (ハ) 定額電灯を適用できないこと。 ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)および(ロ)に該当し、かつ、(ロ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧200ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 ハ 最大需要容量 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。 ニ 料 金 料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 <table><tr><td>最低料金</td><td>1 契約につき最初の11キロワット時まで</td><td>953円13銭</td></tr><tr><td>電力量料金</td><td>11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき</td><td>31円42銭</td></tr></table>	最低料金	1 契約につき最初の11キロワット時まで	953円13銭	電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	31円42銭
最低料金	1 契約につき最初の11キロワット時まで	666円89銭											
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	30円65銭											
最低料金	1 契約につき最初の11キロワット時まで	953円13銭											
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	31円42銭											

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）			変更後（2026 年 11 月 1 日実施）		
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	37円27銭		120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	38円04銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40円78銭		300キロワット時をこえる1キロワット時につき	41円55銭
ホ そ の 他 当社は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。 (2) 従量電灯 B イ 適 用 範 囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。 (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または供給設備の都合でやむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 ハ 契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 ニ 契 約 容 量 (イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。			ホ そ の 他 当社は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。 (2) 従量電灯 B イ 適 用 範 囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。 (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または供給設備の都合でやむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 ハ 契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 ニ 契 約 容 量 (イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。		
最初の6キロボルトアンペアにつき		95パーセント	最初の6キロボルトアンペアにつき		95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき		85パーセント	次の14キロボルトアンペアにつき		85パーセント

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）		変更後（2026 年 11 月 1 日実施）	
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント	次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント	50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント
(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。 ホ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (イ) 基 本 料 金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。		(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。 ホ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (イ) 基 本 料 金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。	
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	397円10銭	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	444円88銭
(ロ) 電 力 量 料 金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。		(ロ) 電 力 量 料 金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。	
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	27円25銭	最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	28円02銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1 キロワット時につき	32円78銭	120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1 キロワット時につき	33円55銭
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	35円70銭	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36円47銭
17 臨 時 電 灯 (1) 臨時電灯 A イ 適 用 範 囲 電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 3 キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期		17 臨 時 電 灯 (1) 臨時電灯 A イ 適 用 範 囲 電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 3 キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期	

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）																				
間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧200ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 ハ 料 金 料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって 1 日につき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 <table border="1" data-bbox="203 730 978 1054"> <tr> <td>総容量が50ボルトアンペアまでの場合</td><td>41円21銭</td></tr> <tr> <td>総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合</td><td>22円42銭</td></tr> <tr> <td>総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに</td><td>22円42銭</td></tr> <tr> <td>総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合</td><td>224円18銭</td></tr> <tr> <td>総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに</td><td>224円18銭</td></tr> </table> ニ そ の 他 (イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。 (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは、臨時電灯 A を適用いたします。 (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。 (2) 臨時電灯 B イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。	総容量が50ボルトアンペアまでの場合	41円21銭	総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	22円42銭	総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	22円42銭	総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	224円18銭	総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	224円18銭	間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧200ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 ハ 料 金 料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって 1 日につき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 <table border="1" data-bbox="1182 730 1957 1054"> <tr> <td>総容量が50ボルトアンペアまでの場合</td><td>11円79銭</td></tr> <tr> <td>総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合</td><td>23円57銭</td></tr> <tr> <td>総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに</td><td>23円57銭</td></tr> <tr> <td>総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合</td><td>235円68銭</td></tr> <tr> <td>総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに</td><td>235円68銭</td></tr> </table> ニ そ の 他 (イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。 (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは、臨時電灯 A を適用いたします。 (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。 (2) 臨時電灯 B イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。	総容量が50ボルトアンペアまでの場合	11円79銭	総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	23円57銭	総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	23円57銭	総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	235円68銭	総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	235円68銭
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	41円21銭																				
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	22円42銭																				
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	22円42銭																				
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	224円18銭																				
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	224円18銭																				
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	11円79銭																				
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	23円57銭																				
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	23円57銭																				
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	235円68銭																				
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	235円68銭																				

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）

(イ) 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 臨時電灯Aを適用できないこと。

ロ 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	811円57銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	43円90銭

ハ その他

(イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。

(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Aに準ずるものいたします。

(3) 臨時電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

変更後（2026 年 11 月 1 日実施）

(イ) 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 臨時電灯Aを適用できないこと。

ロ 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	1,063円52銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	44円75銭

ハ その他

(イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。

(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Aに準ずるものいたします。

(3) 臨時電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）		変更後（2026 年 11 月 1 日実施）	
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき		契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	
443円30銭		504円00銭	
(ロ) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。			
1 キロワット時につき		1 キロワット時につき	
38円31銭		39円16銭	
ハ その他			
(イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。			
(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは、臨時電灯 C を適用いたします。			
(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 B に準ずるものといたします。			
18 公衆街路灯			
(1) 公衆街路灯 A			
イ 適用範囲			
公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 1 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯 B を適用することがあります。			
ロ 料金			
料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。			
(イ) 需要家料金 需要家料金は、1 月につき次のとおりといたします。			
1 契約につき		66円00銭	

変更後（2026 年 11 月 1 日実施）	
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	
504円00銭	
(ロ) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。	
1 キロワット時につき	
39円16銭	
ハ その他	
(イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。	
(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは、臨時電灯 C を適用いたします。	
(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 B に準ずるものといたします。	
18 公衆街路灯	
(1) 公衆街路灯 A	
イ 適用範囲	
公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 1 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯 B を適用することがあります。	
ロ 料金	
料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	
(イ) 需要家料金 需要家料金は、1 月につき次のとおりといたします。	
1 契約につき	66円00銭

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）																																				
(ロ) 電 灯 料 金 a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。 <table> <tr> <td>10ワットまでの1灯につき</td><td>134円38銭</td></tr> <tr> <td>10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき</td><td>223円67銭</td></tr> <tr> <td>20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき</td><td>401円14銭</td></tr> <tr> <td>40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき</td><td>578円63銭</td></tr> <tr> <td>60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき</td><td>932円60銭</td></tr> <tr> <td>100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに</td><td>466円30銭</td></tr> </table> b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 (ハ) 小型機器料金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。 <table> <tr> <td>50ボルトアンペアまでの1機器につき</td><td>365円18銭</td></tr> <tr> <td>50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき</td><td>624円76銭</td></tr> <tr> <td>100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに</td><td>312円38銭</td></tr> </table> ハ その他 (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Aを適用することがあります。 (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。	10ワットまでの1灯につき	134円38銭	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	223円67銭	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	401円14銭	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	578円63銭	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	932円60銭	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	466円30銭	50ボルトアンペアまでの1機器につき	365円18銭	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	624円76銭	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	312円38銭	(ロ) 電 灯 料 金 a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。 <table> <tr> <td>10ワットまでの1灯につき</td><td>140円86銭</td></tr> <tr> <td>10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき</td><td>236円63銭</td></tr> <tr> <td>20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき</td><td>427円08銭</td></tr> <tr> <td>40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき</td><td>617円53銭</td></tr> <tr> <td>60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき</td><td>997円41銭</td></tr> <tr> <td>100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに</td><td>498円72銭</td></tr> </table> b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 (ハ) 小型機器料金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。 <table> <tr> <td>50ボルトアンペアまでの1機器につき</td><td>384円60銭</td></tr> <tr> <td>50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき</td><td>663円60銭</td></tr> <tr> <td>100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに</td><td>331円80銭</td></tr> </table> ハ その他 (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Aを適用することがあります。 (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。	10ワットまでの1灯につき	140円86銭	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	236円63銭	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	427円08銭	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	617円53銭	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	997円41銭	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	498円72銭	50ボルトアンペアまでの1機器につき	384円60銭	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	663円60銭	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	331円80銭
10ワットまでの1灯につき	134円38銭																																				
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	223円67銭																																				
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	401円14銭																																				
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	578円63銭																																				
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	932円60銭																																				
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	466円30銭																																				
50ボルトアンペアまでの1機器につき	365円18銭																																				
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	624円76銭																																				
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	312円38銭																																				
10ワットまでの1灯につき	140円86銭																																				
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	236円63銭																																				
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	427円08銭																																				
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	617円53銭																																				
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	997円41銭																																				
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	498円72銭																																				
50ボルトアンペアまでの1機器につき	384円60銭																																				
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	663円60銭																																				
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	331円80銭																																				

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）												
(2) 公衆街路灯 B イ 適用 範 囲 公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 使用する負荷設備の総容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、各負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）が 6 キロボルトアンペア未満であること。 (ロ) 公衆街路灯 A を適用できないこと。 ロ 料 金 料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。 <table><tr><td>最 低 料 金</td><td>1 契約につき最初の11キロワット時まで</td><td>637円19銭</td></tr><tr><td>電力量料金</td><td>上記をこえる 1 キロワット時につき</td><td>30円06銭</td></tr></table> ハ そ の 他 (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて 1 需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯 B を適用することがあります。 (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 A に準ずるものいたします。 (3) 公衆街路灯 C イ 適用 範 囲 公衆街路灯を使用する需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。 ロ 契 約 容 量 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）といたします。 ハ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算	最 低 料 金	1 契約につき最初の11キロワット時まで	637円19銭	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	30円06銭	(2) 公衆街路灯 B イ 適用 範 囲 公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 使用する負荷設備の総容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、各負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）が 6 キロボルトアンペア未満であること。 (ロ) 公衆街路灯 A を適用できないこと。 ロ 料 金 料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。 <table><tr><td>最 低 料 金</td><td>1 契約につき最初の11キロワット時まで</td><td>924円99銭</td></tr><tr><td>電力量料金</td><td>上記をこえる 1 キロワット時につき</td><td>30円83銭</td></tr></table> ハ そ の 他 (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて 1 需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯 B を適用することがあります。 (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 A に準ずるものいたします。 (3) 公衆街路灯 C イ 適用 範 囲 公衆街路灯を使用する需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。 ロ 契 約 容 量 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）といたします。 ハ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算	最 低 料 金	1 契約につき最初の11キロワット時まで	924円99銭	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	30円83銭
最 低 料 金	1 契約につき最初の11キロワット時まで	637円19銭											
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	30円06銭											
最 低 料 金	1 契約につき最初の11キロワット時まで	924円99銭											
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	30円83銭											

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）								
定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (イ) 基本料金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table border="1"> <tr> <td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td><td>358円60銭</td></tr> </table> (ロ) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table border="1"> <tr> <td>1 キロワット時につき</td><td>27円34銭</td></tr> </table> ニ その他 (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて 1 需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯 C を適用することがあります。 (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 B に準ずるものといたします。 19 低 圧 電 力 (1) 適用範囲 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。 ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボ	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	358円60銭	1 キロワット時につき	27円34銭	定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (イ) 基本料金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table border="1"> <tr> <td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td><td>400円07銭</td></tr> </table> (ロ) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table border="1"> <tr> <td>1 キロワット時につき</td><td>28円11銭</td></tr> </table> ニ その他 (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて 1 需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯 C を適用することがあります。 (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 B に準ずるものといたします。 19 低 圧 電 力 (1) 適用範囲 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。 ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボ	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	400円07銭	1 キロワット時につき	28円11銭
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	358円60銭								
1 キロワット時につき	27円34銭								
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	400円07銭								
1 キロワット時につき	28円11銭								

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）																														
ルトおよび200ボルトとすることがあります。 (3) 契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 (4) 契 約 電 力 イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。 (イ) 契約負荷設備のうち <table><tr><td rowspan="3">最大の入力 のものから</td><td>最初の 2 台の入力につき</td><td>100パーセント</td></tr><tr><td>次の 2 台の入力につき</td><td>95パーセント</td></tr><tr><td>上記以外のものの入力につき</td><td>90パーセント</td></tr></table> (ロ) (イ)によってえた値の合計のうち <table><tr><td>最初の 6 キロワットにつき</td><td>100パーセント</td></tr><tr><td>次の14キロワットにつき</td><td>90パーセント</td></tr><tr><td>次の30キロワットにつき</td><td>80パーセント</td></tr><tr><td>50キロワットをこえる部分につき</td><td>70パーセント</td></tr></table> ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。 (5) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表	最大の入力 のものから	最初の 2 台の入力につき	100パーセント	次の 2 台の入力につき	95パーセント	上記以外のものの入力につき	90パーセント	最初の 6 キロワットにつき	100パーセント	次の14キロワットにつき	90パーセント	次の30キロワットにつき	80パーセント	50キロワットをこえる部分につき	70パーセント	ルトおよび200ボルトとすることがあります。 (3) 契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 (4) 契 約 電 力 イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。 (イ) 契約負荷設備のうち <table><tr><td rowspan="3">最大の入力 のものから</td><td>最初の 2 台の入力につき</td><td>100パーセント</td></tr><tr><td>次の 2 台の入力につき</td><td>95パーセント</td></tr><tr><td>上記以外のものの入力につき</td><td>90パーセント</td></tr></table> (ロ) (イ)によってえた値の合計のうち <table><tr><td>最初の 6 キロワットにつき</td><td>100パーセント</td></tr><tr><td>次の14キロワットにつき</td><td>90パーセント</td></tr><tr><td>次の30キロワットにつき</td><td>80パーセント</td></tr><tr><td>50キロワットをこえる部分につき</td><td>70パーセント</td></tr></table> ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。 (5) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表	最大の入力 のものから	最初の 2 台の入力につき	100パーセント	次の 2 台の入力につき	95パーセント	上記以外のものの入力につき	90パーセント	最初の 6 キロワットにつき	100パーセント	次の14キロワットにつき	90パーセント	次の30キロワットにつき	80パーセント	50キロワットをこえる部分につき	70パーセント
最大の入力 のものから		最初の 2 台の入力につき	100パーセント																												
		次の 2 台の入力につき	95パーセント																												
	上記以外のものの入力につき	90パーセント																													
最初の 6 キロワットにつき	100パーセント																														
次の14キロワットにつき	90パーセント																														
次の30キロワットにつき	80パーセント																														
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント																														
最大の入力 のものから	最初の 2 台の入力につき	100パーセント																													
	次の 2 台の入力につき	95パーセント																													
	上記以外のものの入力につき	90パーセント																													
最初の 6 キロワットにつき	100パーセント																														
次の14キロワットにつき	90パーセント																														
次の30キロワットにつき	80パーセント																														
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント																														

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）				
動力を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。 (2) 契 約 電 力 契約電力は、低圧電力に準じて定めます。 (3) 料 金 契約電力が、5 キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5 キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。 イ 定額制供給の場合 料金は、次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表 2（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。 <table border="1" data-bbox="203 762 981 821"> <tr> <td>契約電力 1 キロワット 1 日につき</td><td>239円01銭</td></tr> </table> ロ 従量制供給の場合 料金は、19（低圧電力）(5) イおよびロによって算定された金額の 20 パーセントを割増ししたものに別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。 ハ 力率割引および割増し 力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。 (4) そ の 他 イ 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。 ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。 ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。	契約電力 1 キロワット 1 日につき	239円01銭	動力を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。 (2) 契 約 電 力 契約電力は、低圧電力に準じて定めます。 (3) 料 金 契約電力が、5 キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5 キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。 イ 定額制供給の場合 料金は、次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表 2（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。 <table border="1" data-bbox="1182 762 1960 821"> <tr> <td>契約電力 1 キロワット 1 日につき</td><td>257円10銭</td></tr> </table> ロ 従量制供給の場合 料金は、19（低圧電力）(5) イおよびロによって算定された金額の 20 パーセントを割増ししたものに別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。 ハ 力率割引および割増し 力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。 (4) そ の 他 イ 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。 ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。 ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。	契約電力 1 キロワット 1 日につき	257円10銭
契約電力 1 キロワット 1 日につき	239円01銭				
契約電力 1 キロワット 1 日につき	257円10銭				

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）			変更後（2026 年 11 月 1 日実施）		
21 農 事 用 電 力			21 農 事 用 電 力		
(1) 適 用 範 囲 農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。 (2) 契 約 電 力 契約電力は、低圧電力に準じて定めます。 (3) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとい たします。 なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。 イ 基 本 料 金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額と いたします。 なお、1 回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1 年の基本料金の合計は、電気を使用する場合の基本料金の 2 月分（その 1 年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものとい たします。			(1) 適 用 範 囲 農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。 (2) 契 約 電 力 契約電力は、低圧電力に準じて定めます。 (3) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとい たします。 なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。 イ 基 本 料 金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額と いたします。 なお、1 回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1 年の基本料金の合計は、電気を使用する場合の基本料金の 2 月分（その 1 年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものとい たします。		
契約電力 1 キロワットにつき		815円21銭	契約電力 1 キロワットにつき		967円05銭
ロ 電 力 量 料 金			ロ 電 力 量 料 金		
電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。			電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。		
	夏 季 料 金	その他季料金		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	21円86銭	20円80銭	1 キロワット時につき	22円40銭	21円34銭

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
ハ 力率割引および割増し 力率割引および割増しは、低圧電力に準ずるものといたします。 (4) そ の 他 イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。 ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。 ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。	ハ 力率割引および割増し 力率割引および割増しは、低圧電力に準ずるものといたします。 (4) そ の 他 イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。 ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。 ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。
Ⅳ 料金の算定および支払い 22 料金の適用開始の時期 料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。	Ⅳ 料金の算定および支払い 22 料金の適用開始の時期 料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。
23 検 針 日 検針日は、次により、当該一般送配電事業者等が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。 (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに当該一般送配電事業者等が行ないます。ただし、当該一般送配電事業者等は、やむをえない事情のある場合は、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。 (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。 (3) 当該一般送配電事業者等は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。 イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合 ロ 非常変災等の場合 ハ その他特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたとき。 (4) (3)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属す	23 検 針 日 検針日は、次により、当該一般送配電事業者等が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。 (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに当該一般送配電事業者等が行ないます。ただし、当該一般送配電事業者等は、やむをえない事情のある場合は、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。 (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。 (3) 当該一般送配電事業者等は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。 イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合 ロ 非常変災等の場合 ハ その他特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたとき。 (4) (3)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属す

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
る検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。 (5) (3)ロまたはハの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。	る検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。 (5) (3)ロまたはハの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。
24 料金の算定期間 (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。 (2) 定額制供給の場合または 25（使用電力量の算定）(4)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。	24 料金の算定期間 (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。 (2) 定額制供給の場合または 25（使用電力量の算定）(4)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。
25 使用電力量の算定 (1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、次の場合および(3)の場合を除き、30分ごとの使用電力量を料金の算定期間（需給契約が消滅した場合は、原則として直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。 イ 23（検針日）(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 なお、計量値を確認するときは、それにより精算いたします。 ロ 23（検針日）(4)の場合、需給開始の日から次の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。 なお、計量値を確認するときは、その値によります。 ハ 23（検針日）(5)の場合の使用電力量は、原則として、前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次の検針	25 使用電力量の算定 (1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、次の場合および(3)の場合を除き、30分ごとの使用電力量を料金の算定期間（需給契約が消滅した場合は、原則として直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。 イ 23（検針日）(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 なお、計量値を確認するときは、それにより精算いたします。 ロ 23（検針日）(4)の場合、需給開始の日から次の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。 なお、計量値を確認するときは、その値によります。 ハ 23（検針日）(5)の場合の使用電力量は、原則として、前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次の検針

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 なお、計量値を確認するときは、それにより精算いたします。 (2) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。 (3) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく算定できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。 (4) 従量制供給のお客さまについて、当該一般送配電事業者等が検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。	の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 なお、計量値を確認するときは、それにより精算いたします。 (2) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。 (3) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく算定できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。 (4) 従量制供給のお客さまについて、当該一般送配電事業者等が検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。
26 料金の算定 (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。 イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合 ロ 契約種別、契約負荷設備、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合 ハ 24（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回るとき。 (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。	26 料金の算定 (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。 イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合 ロ 契約種別、契約負荷設備、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合 ハ 24（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回るとき。 (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。
27 日割計算 (1) 当社は、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。 イ 基本料金、最低料金、定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表 7（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 7（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯 B および公衆街路灯 B の料金適用上の電力量区分については、別表 7（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。 ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 7（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。 ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。 (2) 26（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数に	27 日割計算 (1) 当社は、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。 イ 基本料金、最低料金、定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表 7（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 7（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯 B および公衆街路灯 B の料金適用上の電力量区分については、別表 7（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。 ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 7（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。 ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。 (2) 26（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数に

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
は開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。 また、26（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。 (3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表 7（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 (4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。	は開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。 また、26（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。 (3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表 7（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 (4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。
28 料金の支払義務および支払期日 (1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。 イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23（検針日）(4)の場合の料金または 25（使用電力量の算定）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、25（使用電力量の算定）(3)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。 なお、25（使用電力量の算定）(4)の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。 ロ 定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。 ハ 29（料金その他の支払方法）(6)の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。 ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があって需給契約の消滅日以降に当該一般送配電事業者等が計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。 ホ 農事用電力のお客さまの 1 年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の 2 月分を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は、その検針日といたします。）といたします。 (2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。 (3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、当該一般送配電事業者等が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。 なお、支払期日が日曜日または銀行法15条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。 (4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金	28 料金の支払義務および支払期日 (1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。 イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23（検針日）(4)の場合の料金または 25（使用電力量の算定）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、25（使用電力量の算定）(3)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。 なお、25（使用電力量の算定）(4)の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。 ロ 定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。 ハ 29（料金その他の支払方法）(6)の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。 ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があって需給契約の消滅日以降に当該一般送配電事業者等が計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。 ホ 農事用電力のお客さまの 1 年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の 2 月分を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は、その検針日といたします。）といたします。 (2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。 (3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、当該一般送配電事業者等が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。 なお、支払期日が日曜日または銀行法15条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。 (4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。	の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。
29 料金その他の支払方法 (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、原則として、次により当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。 イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。 ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 (2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。 ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金とその金融機関等に払い込まれたとき。 ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金とそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。 (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法にもとづく弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。 (5) 23（検針日）(4)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。 (6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。 (7) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。 なお、当社は、前受金について利息を付しません。 (8) 臨時電灯、臨時電力および農事用電力については、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合に	29 料金その他の支払方法 (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、原則として、次により当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。 イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。 ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 (2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。 ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金とその金融機関等に払い込まれたとき。 ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金とそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。 (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法にもとづく弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。 (5) 23（検針日）(4)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。 (6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。 (7) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。 なお、当社は、前受金について利息を付しません。 (8) 臨時電灯、臨時電力および農事用電力については、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合に

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
は、これらは使用に先だって支払っていただきます。 なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。 また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。	は、これらは使用に先だって支払っていただきます。 なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。 また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。
30 延 滞 利 息 (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を 29（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。 (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。 なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。 (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。	30 延 滞 利 息 (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を 29（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。 (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。 なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。 (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。
31 保 証 金 (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。 イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合 ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。 (イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合 (ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合 (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。 (3) 当社は、保証金の預かり期間を 2 年以内で設定いたします。 なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて 2 年以内の預かり期間を設定いたします。	31 保 証 金 (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。 イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合 ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。 (イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合 (ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合 (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。 (3) 当社は、保証金の預かり期間を 2 年以内で設定いたします。 なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて 2 年以内の預かり期間を設定いたします。

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。 (5) 当社は、次により、保証金に利息を付します。 イ 利息は、年0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。 ロ 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。 (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。	(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。 (5) 当社は、次により、保証金に利息を付します。 イ 利息は、年0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。 ロ 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。 (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。
V 使用および供給 32 適正契約の保持 当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。	V 使用および供給 32 適正契約の保持 当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。
33 力率の保持 (1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。 (2) 進相用コンデンサは、託送約款等に定めるところを基準として取り付けていただきます。	33 力率の保持 (1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。 (2) 進相用コンデンサは、託送約款等に定めるところを基準として取り付けていただきます。
34 需要場所への立入りによる業務の実施 (1) 当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。 イ 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認	34 需要場所への立入りによる業務の実施 (1) 当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。 イ 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
ロ その他この供給約款によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要な業務 (2) 当該一般送配電事業者等は、36（供給の停止）(2)もしくは(3)により必要な処置を実施するため、または託送約款等に定めるところにより、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。	ロ その他この供給約款によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要な業務 (2) 当該一般送配電事業者等は、36（供給の停止）(2)もしくは(3)により必要な処置を実施するため、または託送約款等に定めるところにより、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。
35 電気の使用にともなうお客さまの協力 (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者等、当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、当該一般送配電事業者等が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。 イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合 ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合 ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合 ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合 ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合 (2) お客さまが発電設備等を当該一般送配電事業者等の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものいたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしがたい、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。	35 電気の使用にともなうお客さまの協力 (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者等、当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、当該一般送配電事業者等が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。 イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合 ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合 ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合 ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合 ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合 (2) お客さまが発電設備等を当該一般送配電事業者等の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものいたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしがたい、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。
36 供給の停止 (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、電気の供給を停止することがあります。 (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当該一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。 イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この供給約款から生ずる金銭債務をい	36 供給の停止 (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、電気の供給を停止することがあります。 (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当該一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。 イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この供給約款から生ずる金銭債務をい

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
います。）を支払われない場合 (3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当該一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合 ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合 ハ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。 ニ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。 ホ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。 ヘ 34（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合 ト お客さまがその他この供給約款に反した場合	います。）を支払われない場合 (3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当該一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合 ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合 ハ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。 ニ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。 ホ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。 ヘ 34（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合 ト お客さまがその他この供給約款に反した場合
37 供給停止の解除 36（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、その事実にもない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われ、かつ、当社に電気の供給の再開を申し出ていただいたときには、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、すみやかに電気の供給を再開いたします。	37 供給停止の解除 36（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、その事実にもない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われ、かつ、当社に電気の供給の再開を申し出ていただいたときには、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、すみやかに電気の供給を再開いたします。
38 供給停止期間中の料金 36（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を 27（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯 A および公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。	38 供給停止期間中の料金 36（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を 27（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯 A および公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。
39 違 約 金 (1) お客さまが 36（供給の停止）(3)イからホまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。 (2) (1)の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で当社が決定した期間といたします。	39 違 約 金 (1) お客さまが 36（供給の停止）(3)イからホまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。 (2) (1)の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で当社が決定した期間といたします。

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
40 供給の中止または使用の制限もしくは中止 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。	40 供給の中止または使用の制限もしくは中止 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
41 制限または中止の料金割引 (1) 当社は、40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって、定額電灯、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。 イ 割引の対象 定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金、従量電灯 A については最低料金および最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。 ロ 割引率 1 月中の制限し、または中止した延べ日数 1 日ごとに 4 パーセントといたします。 ハ 制限または中止延べ日数の計算 延べ日数は、1 日のうち延べ 1 時間以上制限し、または中止した日を 1 日として計算いたします。 (2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当該一般送配電事業者等がお客さまに 3 日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1 月につき 1 日を限って計算に入れません。この場合の 1 月につき 1 日とは、1 暦月の 1 暦日における 1 回の工事による制限または中止の時間といたします。 (3) 臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。	41 制限または中止の料金割引 (1) 当社は、40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって、定額電灯、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。 イ 割引の対象 定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金、従量電灯 A については最低料金および最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。 ロ 割引率 1 月中の制限し、または中止した延べ日数 1 日ごとに 4 パーセントといたします。 ハ 制限または中止延べ日数の計算 延べ日数は、1 日のうち延べ 1 時間以上制限し、または中止した日を 1 日として計算いたします。 (2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当該一般送配電事業者等がお客さまに 3 日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1 月につき 1 日を限って計算に入れません。この場合の 1 月につき 1 日とは、1 暦月の 1 暦日における 1 回の工事による制限または中止の時間といたします。 (3) 臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。
42 損害賠償の免責 (1) 40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の	42 損害賠償の免責 (1) 40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
責めを負いません。 (2) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 48（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。	責めを負いません。 (2) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 48（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
43 設備の賠償 (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。 イ 修理可能の場合 修理費 ロ 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額 (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。	43 設備の賠償 (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。 イ 修理可能の場合 修理費 ロ 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額 (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。
VI 契約の変更および終了	VI 契約の変更および終了
44 需給契約の変更 お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。	44 需給契約の変更 お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。
45 名義の変更 相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。	45 名義の変更 相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
46 需給契約の廃止 (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。 当該一般送配電事業者等は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。 (2) 需給契約は、48（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。 ロ 当社または当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。	46 需給契約の廃止 (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。 当該一般送配電事業者等は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。 (2) 需給契約は、48（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。 ロ 当社または当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。
47 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算 お客さま（定額電灯、従量電灯 A、臨時電灯、公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。 (1) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合 イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 ロ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について、当社が、当該一般送配電事業者等から託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。 (2) 契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合 イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差	47 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算 お客さま（定額電灯、従量電灯 A、臨時電灯、公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。 (1) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合 イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 ロ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について、当社が、当該一般送配電事業者等から託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。 (2) 契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合 イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
額を申し受けます。 なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。 ロ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、当社が、当該一般送配電事業者等から託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。 (3) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合 イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。 ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、当社が、当該一般送配電事業者等から託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。 (4) 契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合 イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。 ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、当社が、当該一般送配電事業者等から託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。	額を申し受けます。 なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。 ロ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、当社が、当該一般送配電事業者等から託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。 (3) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合 イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。 ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、当社が、当該一般送配電事業者等から託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。 (4) 契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合 イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。 ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、当社が、当該一般送配電事業者等から託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
48 解 約 等 (1) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。 なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。 (2) お客さまが、46（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社および当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。	48 解 約 等 (1) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。 なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。 (2) お客さまが、46（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社および当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。
49 需給契約消滅後の債権債務関係 需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。	49 需給契約消滅後の債権債務関係 需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。
Ⅶ 供給方法、工事および工事費の負担 50 供給方法および工事 (1) 電気の需給地点は、当該一般送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。 (2) その他の供給方法および工事は、託送約款等に定めるところによるものといたします。	Ⅶ 供給方法、工事および工事費の負担 50 供給方法および工事 (1) 電気の需給地点は、当該一般送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。 (2) その他の供給方法および工事は、託送約款等に定めるところによるものといたします。
51 工事費負担金等の申受けおよび精算 (1) 当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等（以下「工事費負担金等」といいます。）の請求を受けた場合は、当社は、その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。 (2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。 (3) 当該一般送配電事業者等から工事完成後、工事費負担金等の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。 (4) 託送約款等に定めるところにより、当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。	51 工事費負担金等の申受けおよび精算 (1) 当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等（以下「工事費負担金等」といいます。）の請求を受けた場合は、当社は、その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。 (2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。 (3) 当該一般送配電事業者等から工事完成後、工事費負担金等の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。 (4) 託送約款等に定めるところにより、当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
(5) お客様の都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で、当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。	(5) お客様の都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で、当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。
Ⅷ 保 安 52 保安の責任 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、需給地点に至るまでの供給設備（当該一般送配電事業者等が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物について、保安の責任を負います。	Ⅷ 保 安 52 保安の責任 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、需給地点に至るまでの供給設備（当該一般送配電事業者等が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物について、保安の責任を負います。
53 調 査 当該一般送配電事業者等は、法令および託送約款等に定めるところにより、お客様の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。 なお、係員は、所定の証明書を提示いたします。	53 調 査 当該一般送配電事業者等は、法令および託送約款等に定めるところにより、お客様の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。 なお、係員は、所定の証明書を提示いたします。
54 調査に対するお客様の協力 (1) お客様が電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社、当該一般送配電事業者等または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。 (2) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、53（調査）により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客様の承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。	54 調査に対するお客様の協力 (1) お客様が電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社、当該一般送配電事業者等または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。 (2) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、53（調査）により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客様の承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。
55 保安に対するお客様の協力 (1) 託送約款等に定めるところにより、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合には、当該一般送配電事業者等は、ただちに適当な処置をいたします。 イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ お客さまが、お客様の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状も	55 保安に対するお客様の協力 (1) 託送約款等に定めるところにより、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合には、当該一般送配電事業者等は、ただちに適当な処置をいたします。 イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ お客さまが、お客様の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状も

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
しくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合 (2) お客さまが当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当該一般送配電事業者等は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。	しくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合 (2) お客さまが当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当該一般送配電事業者等は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
56 自家用電気工作物 お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、この供給約款のうち次のものは、適用いたしません。 (1) 53（調査） (2) 54（調査に対するお客さまの協力）	56 自家用電気工作物 お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、この供給約款のうち次のものは、適用いたしません。 (1) 53（調査） (2) 54（調査に対するお客さまの協力）
附 則 1 この供給約款の実施期日 この供給約款は、2025年4月1日から実施いたします。	附 則 1 この供給約款の実施期日 この供給約款は、<u>2026年11月1日</u>から実施いたします。
2 料金（口座振替割引契約）についての特別措置 (1) 適用範囲 定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力または農事用電力として電気の供給を受けるお客さまで、お客さまが(4)に定める方法によって料金を支払っていただくことが可能であり、かつ、お客さまが口座振替割引契約の適用を希望される場合に、当分の間、適用いたします。 (2) 契約の成立 口座振替割引契約は、お客さまの申込みを当社が承諾し、かつ、お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了し当社に通知したときに成立いたします。 なお、この場合、当社は契約成立の旨をお客さまにお知らせいたします。 (3) 料金 イ 各月の料金は、次の算式により算定された金額からロの口座振替割引額を差し引いたものに再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。ただし、次の算式により算定された金額が、口座振替割引額	2 料金（口座振替割引契約）についての特別措置 (1) 適用範囲 定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力または農事用電力として電気の供給を受けるお客さまで、お客さまが(4)に定める方法によって料金を支払っていただくことが可能であり、かつ、お客さまが口座振替割引契約の適用を希望される場合に、当分の間、適用いたします。 (2) 契約の成立 口座振替割引契約は、お客さまの申込みを当社が承諾し、かつ、お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了し当社に通知したときに成立いたします。 なお、この場合、当社は契約成立の旨をお客さまにお知らせいたします。 (3) 料金 イ 各月の料金は、次の算式により算定された金額からロの口座振替割引額を差し引いたものに再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。ただし、次の算式により算定された金額が、口座振替割引額

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）				
を下回る場合の口座振替割引額は次の算式により算定された金額と同額といたします。 定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，低圧電力，臨時電力 または農事用電力によって料金として算定された金額 － 再生可能エネルギー発電促進賦課金 として算定された金額 ロ 口座振替割引額 口座振替割引額は，1 月につき次のとおりといたします。 <table border="1" data-bbox="226 480 878 549"> <tr> <td>1 契約につき</td><td>55円00銭</td></tr> </table> ただし，次の場合には口座振替割引を適用いたしません。 (イ) その1月の料金の支払義務発生日の前月の支払義務発生日に発生した料金の支払方法等が，(4)によって行なわれていない場合のその1月の料金 (ロ) その1月の料金の支払義務発生日に発生した料金が，(4)イ(イ)によって支払われない場合のその1月の料金 (ハ) 需給契約消滅日の前日を料金の算定期間を含むその1月の料金 (4) 料金の支払方法等 料金の支払方法等は，次のいずれにも該当する方法で行なっていただきます。 イ 料金の支払方法 (イ) お客さまが指定する金融機関等の口座から当社の口座へ毎月継続的に振り替える（以下「口座振替」といいます。）こと。 (ロ) 当社の口座への振替が毎月1回目の請求で完了すること。 ロ 料金の振替結果のお知らせ (イ) 定額制供給または農事用電力の契約に適用する場合は，電気料金の振替結果の通知を原則として年1回当社の指定した月に当社指定の様式で行なうこと。ただし，年の途中で契約が廃止された場合については振替結果の通知をいたしません。 (ロ) 定額制供給および農事用電力を除く契約に適用する場合は，電気料金の振替結果の通知を原則として翌月の検針結果のお知らせ時に当社指定の様式で行なうこと。 (5) そ の 他 口座振替割引契約を適用する場合は，当社は口座振替による料金収納ができなかった場合を除き，請求書の発行はいたしません。	1 契約につき	55円00銭	を下回る場合の口座振替割引額は次の算式により算定された金額と同額といたします。 定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，低圧電力，臨時電力 または農事用電力によって料金として算定された金額 － 再生可能エネルギー発電促進賦課金 として算定された金額 ロ 口座振替割引額 口座振替割引額は，1 月につき次のとおりといたします。 <table border="1" data-bbox="1207 480 1859 549"> <tr> <td>1 契約につき</td><td>55円00銭</td></tr> </table> ただし，次の場合には口座振替割引を適用いたしません。 (イ) その1月の料金の支払義務発生日の前月の支払義務発生日に発生した料金の支払方法等が，(4)によって行なわれていない場合のその1月の料金 (ロ) その1月の料金の支払義務発生日に発生した料金が，(4)イ(イ)によって支払われない場合のその1月の料金 (ハ) 需給契約消滅日の前日を料金の算定期間を含むその1月の料金 (4) 料金の支払方法等 料金の支払方法等は，次のいずれにも該当する方法で行なっていただきます。 イ 料金の支払方法 (イ) お客さまが指定する金融機関等の口座から当社の口座へ毎月継続的に振り替える（以下「口座振替」といいます。）こと。 (ロ) 当社の口座への振替が毎月1回目の請求で完了すること。 ロ 料金の振替結果のお知らせ (イ) 定額制供給または農事用電力の契約に適用する場合は，電気料金の振替結果の通知を原則として年1回当社の指定した月に当社指定の様式で行なうこと。ただし，年の途中で契約が廃止された場合については振替結果の通知をいたしません。 (ロ) 定額制供給および農事用電力を除く契約に適用する場合は，電気料金の振替結果の通知を原則として翌月の検針結果のお知らせ時に当社指定の様式で行なうこと。 (5) そ の 他 口座振替割引契約を適用する場合は，当社は口座振替による料金収納ができなかった場合を除き，請求書の発行はいたしません。	1 契約につき	55円00銭
1 契約につき	55円00銭				
1 契約につき	55円00銭				
3 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い (1) 従量電灯のお客さまで，共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所	3 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い (1) 従量電灯のお客さまで，共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所				

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）						変更後（2026 年 11 月 1 日実施）																																																																	
となりえないため、1 需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、(2)により算定いたします。 なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。 イ 1 建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。 ロ 1 建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。 (2) 料金は、16（従量電灯）(1)ニおよび(2)ホにかかわらず、各戸ごとに従量電灯 A を適用したものとみなして、1 月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。						となりえないため、1 需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、(2)により算定いたします。 なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。 イ 1 建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。 ロ 1 建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。 (2) 料金は、16（従量電灯）(1)ニおよび(2)ホにかかわらず、各戸ごとに従量電灯 A を適用したものとみなして、1 月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。																																																																	
4 農事用電力（脱穀調整用電力）のお客さまについての特別措置 この供給約款実施の際現に変更前の特定小売供給約款附則 4（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け、脱穀調整用電力を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。 (1) 契 約 電 力 契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。 (2) 料 金 料金は、1 年（毎年 4 月 1 日から起算いたします。）につき次によって算定された金額および定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 <table><tr><th>契約電力 契約 使用期間</th><th>0.5キロ ワット</th><th>1 キロ ワット</th><th>2 キロ ワット</th><th>3 キロ ワット</th><th>3キロワットをこ え 1キロワットを 増すごとに</th></tr><tr><td>最初の30日まで</td><td>4,384円90銭</td><td>6,554円08銭</td><td>10,848円77銭</td><td>15,163円25銭</td><td>4,189円08銭</td></tr><tr><td>30日をこえる 1 日につき</td><td>47円56銭</td><td>80円82銭</td><td>169円34銭</td><td>255円66銭</td><td>89円62銭</td></tr></table> ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。この場合、基準単価は、次のとおりといたします。 <table><tr><th>契約電力</th><th>0.5キロ ワット</th><th>1 キロ ワット</th><th>2 キロ ワット</th><th>3 キロ ワット</th><th>3キロワットをこ え 1キロワットを 増すごとに</th></tr><tr><td>1 日につき</td><td>25銭3厘</td><td>50銭6厘</td><td>1円01銭3厘</td><td>1円51銭9厘</td><td>50銭6厘</td></tr></table>						契約電力 契約 使用期間	0.5キロ ワット	1 キロ ワット	2 キロ ワット	3 キロ ワット	3キロワットをこ え 1キロワットを 増すごとに	最初の30日まで	4,384円90銭	6,554円08銭	10,848円77銭	15,163円25銭	4,189円08銭	30日をこえる 1 日につき	47円56銭	80円82銭	169円34銭	255円66銭	89円62銭	契約電力	0.5キロ ワット	1 キロ ワット	2 キロ ワット	3 キロ ワット	3キロワットをこ え 1キロワットを 増すごとに	1 日につき	25銭3厘	50銭6厘	1円01銭3厘	1円51銭9厘	50銭6厘	4 農事用電力（脱穀調整用電力）のお客さまについての特別措置 この供給約款実施の際現に変更前の特定小売供給約款附則 4（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け、脱穀調整用電力を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。 (1) 契 約 電 力 契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。 (2) 料 金 料金は、1 年（毎年 4 月 1 日から起算いたします。）につき次によって算定された金額および定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 <table><tr><th>契約電力 契約 使用期間</th><th>0.5キロ ワット</th><th>1 キロ ワット</th><th>2 キロ ワット</th><th>3 キロ ワット</th><th>3キロワットをこ え 1キロワットを 増すごとに</th></tr><tr><td>最初の30日まで</td><td>4,487円41銭</td><td>6,759円10銭</td><td>11,258円83銭</td><td>15,772円19銭</td><td>4,394円10銭</td></tr><tr><td>30日をこえる 1 日につき</td><td>50円99銭</td><td>87円65銭</td><td>183円02銭</td><td>276円17銭</td><td>96円45銭</td></tr></table> ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。この場合、基準単価は、次のとおりといたします。 <table><tr><th>契約電力</th><th>0.5キロ ワット</th><th>1 キロ ワット</th><th>2 キロ ワット</th><th>3 キロ ワット</th><th>3キロワットをこ え 1キロワットを 増すごとに</th></tr><tr><td>1 日につき</td><td>25銭3厘</td><td>50銭6厘</td><td>1円01銭3厘</td><td>1円51銭9厘</td><td>50銭6厘</td></tr></table>						契約電力 契約 使用期間	0.5キロ ワット	1 キロ ワット	2 キロ ワット	3 キロ ワット	3キロワットをこ え 1キロワットを 増すごとに	最初の30日まで	4,487円41銭	6,759円10銭	11,258円83銭	15,772円19銭	4,394円10銭	30日をこえる 1 日につき	50円99銭	87円65銭	183円02銭	276円17銭	96円45銭	契約電力	0.5キロ ワット	1 キロ ワット	2 キロ ワット	3 キロ ワット	3キロワットをこ え 1キロワットを 増すごとに	1 日につき	25銭3厘	50銭6厘	1円01銭3厘	1円51銭9厘	50銭6厘
契約電力 契約 使用期間	0.5キロ ワット	1 キロ ワット	2 キロ ワット	3 キロ ワット	3キロワットをこ え 1キロワットを 増すごとに																																																																		
最初の30日まで	4,384円90銭	6,554円08銭	10,848円77銭	15,163円25銭	4,189円08銭																																																																		
30日をこえる 1 日につき	47円56銭	80円82銭	169円34銭	255円66銭	89円62銭																																																																		
契約電力	0.5キロ ワット	1 キロ ワット	2 キロ ワット	3 キロ ワット	3キロワットをこ え 1キロワットを 増すごとに																																																																		
1 日につき	25銭3厘	50銭6厘	1円01銭3厘	1円51銭9厘	50銭6厘																																																																		
契約電力 契約 使用期間	0.5キロ ワット	1 キロ ワット	2 キロ ワット	3 キロ ワット	3キロワットをこ え 1キロワットを 増すごとに																																																																		
最初の30日まで	4,487円41銭	6,759円10銭	11,258円83銭	15,772円19銭	4,394円10銭																																																																		
30日をこえる 1 日につき	50円99銭	87円65銭	183円02銭	276円17銭	96円45銭																																																																		
契約電力	0.5キロ ワット	1 キロ ワット	2 キロ ワット	3 キロ ワット	3キロワットをこ え 1キロワットを 増すごとに																																																																		
1 日につき	25銭3厘	50銭6厘	1円01銭3厘	1円51銭9厘	50銭6厘																																																																		

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
(3) 支払義務発生日 料金の支払義務発生日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、最初の30日までの料金の支払義務発生日は、契約使用開始日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。 (4) その他の事項については、本則の農事用電力に準ずるものといたします。	(3) 支払義務発生日 料金の支払義務発生日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、最初の30日までの料金の支払義務発生日は、契約使用開始日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。 (4) その他の事項については、本則の農事用電力に準ずるものといたします。
5 災害救助法が適用された場合等の特別措置 2025 年 4 月 1 日以降に当社の供給区域において災害が発生し、原則として災害発生日から 1 年以内に、当社の供給区域内の地域が災害救助法第 2 条第 3 項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合、または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 2 条第 1 項に定める激甚災害として指定され、当社の供給区域内の地域がその対象地域となった場合で、災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から 6 月後の月の末日までに、当該災害により被害を受けたお客さま（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域のお客さまに限ります。）の需要場所に係る需給契約についてお客さまからこの特別措置の適用の申出があるときの電気料金その他の供給条件は次のとおりといたします。 なお、当社は、お客さまからこの特別措置の適用の申出を受けた場合、原則として、罹災証明書等を提出していただきます。 (1) 災害により被害を受けたお客さまの料金について、災害発生日が属する月の前月の料金の支払期日（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を、それぞれ 1 か月延長いたします。 (2) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には、お客さまの料金を、26（料金の算定）にかかわらず、災害発生日が属する料金計算月の次の料金計算月から 6 月に限り、免除いたします。 (3) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、次のいずれかに該当する場合、51（工事費負担金等の申受けおよび精算）にかかわらず、工事費負担金等の申受けについては、託送約款等によるものといたします。 イ 災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用されず、需給契約を廃止された後、お客さまが新たに当該需要場所にて災害発生日が属する月の 6 月後の月の末日までに需給契約の申込みを行なわれた場合で、かつ、その申込みが災害により被害を受けたときの当該需要場所における契約容量等をこえない場合 ロ 再建等のため、お客さまが新たに当該需要場所にて災害発生日が属する月の 6 月後の月の末日までに臨時電灯または臨時電力の需給契約の申込みを行なわれた場合 ハ 再建等のため、お客さまが災害発生日が属する月の 6 月後の月の末日までに引込線、計量器、その付属装置、区分装置および通信設備等の取付位置の変更の申	5 災害救助法が適用された場合等の特別措置 2025 年 4 月 1 日以降に当社の供給区域において災害が発生し、原則として災害発生日から 1 年以内に、当社の供給区域内の地域が災害救助法第 2 条第 3 項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合、または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 2 条第 1 項に定める激甚災害として指定され、当社の供給区域内の地域がその対象地域となった場合で、災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から 6 月後の月の末日までに、当該災害により被害を受けたお客さま（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域のお客さまに限ります。）の需要場所に係る需給契約についてお客さまからこの特別措置の適用の申出があるときの電気料金その他の供給条件は次のとおりといたします。 なお、当社は、お客さまからこの特別措置の適用の申出を受けた場合、原則として、罹災証明書等を提出していただきます。 (1) 災害により被害を受けたお客さまの料金について、災害発生日が属する月の前月の料金の支払期日（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を、それぞれ 1 か月延長いたします。 (2) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には、お客さまの料金を、26（料金の算定）にかかわらず、災害発生日が属する料金計算月の次の料金計算月から 6 月に限り、免除いたします。 (3) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、次のいずれかに該当する場合、51（工事費負担金等の申受けおよび精算）にかかわらず、工事費負担金等の申受けについては、託送約款等によるものといたします。 イ 災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用されず、需給契約を廃止された後、お客さまが新たに当該需要場所にて災害発生日が属する月の 6 月後の月の末日までに需給契約の申込みを行なわれた場合で、かつ、その申込みが災害により被害を受けたときの当該需要場所における契約容量等をこえない場合 ロ 再建等のため、お客さまが新たに当該需要場所にて災害発生日が属する月の 6 月後の月の末日までに臨時電灯または臨時電力の需給契約の申込みを行なわれた場合 ハ 再建等のため、お客さまが災害発生日が属する月の 6 月後の月の末日までに引込線、計量器、その付属装置、区分装置および通信設備等の取付位置の変更の申

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
込みを行なわれた場合で、かつ、その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一である場合 (4) 災害により被害を受けた従量電灯B、臨時電灯C、公衆街路灯C、低圧電力、臨時電力、農事用電力のお客さまの需要場所において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、26（料金の算定）にかかわらず、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を申し受けません。 (5) その他の事項については、本則に準ずるものといたします。	込みを行なわれた場合で、かつ、その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一である場合 (4) 災害により被害を受けた従量電灯B、臨時電灯C、公衆街路灯C、低圧電力、臨時電力、農事用電力のお客さまの需要場所において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、26（料金の算定）にかかわらず、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を申し受けません。 (5) その他の事項については、本則に準ずるものといたします。
	6 この供給約款の実施にともなう切替措置 <u>この供給約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、26（料金の算定）および27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。</u>
別 表	別 表
1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。 (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。 (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。	1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。 (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。 (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。 (イ) 定額制供給の場合 a 定額電灯および公衆街路灯 A 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。 b 臨時電灯 A および臨時電力 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。 (ロ) 従量制供給の場合 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A、臨時電灯 B および公衆街路灯 B のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。 なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の11キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。 ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。 (イ) (ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。 (ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。	なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。 (イ) 定額制供給の場合 a 定額電灯および公衆街路灯 A 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。 b 臨時電灯 A および臨時電力 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。 (ロ) 従量制供給の場合 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A、臨時電灯 B および公衆街路灯 B のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。 なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の11キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。 ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。 (イ) (ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。 (ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。
2 燃料費調整 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格	2 燃料費調整 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）								
原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格＝$A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.0875$ $\beta = 0.0770$ $\gamma = 1.1770$ なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 ロ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合 $\text{燃料費調整単価} = (80,000 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$ (ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,000 円を上回り、かつ、120,000 円以下の場合 $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,000 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$ (ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 120,000 円を上回る場合 平均燃料価格は、120,000 円といたします。 $\text{燃料費調整単価} = (120,000 \text{ 円} - 80,000 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$ ハ 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 (イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。	原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格＝$A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.0875$ $\beta = 0.0770$ $\gamma = 1.1770$ なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 ロ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合 $\text{燃料費調整単価} = (80,000 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$ (ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,000 円を上回り、かつ、120,000 円以下の場合 $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,000 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$ (ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 120,000 円を上回る場合 平均燃料価格は、120,000 円といたします。 $\text{燃料費調整単価} = (120,000 \text{ 円} - 80,000 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$ ハ 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 (イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。								
<table border="1"> <tr> <th>平均燃料価格算定期間</th><th>燃料費調整単価適用期間</th></tr> <tr> <td>毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日</td><td>その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日</td></tr> </table>	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日	<table border="1"> <tr> <th>平均燃料価格算定期間</th><th>燃料費調整単価適用期間</th></tr> <tr> <td>毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日</td><td>その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日</td></tr> </table>	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間								
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日								
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間								
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日								

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）			変更後（2026 年 11 月 1 日実施）		
	までの期間	の前日までの期間		までの期間	の前日までの期間
	毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日 までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日 の前日までの期間		毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日 までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日 の前日までの期間
	毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日 までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日 の前日までの期間		毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日 までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日 の前日までの期間
	毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日 までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日 の前日までの期間		毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日 までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日 の前日までの期間
	毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日 までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日 の前日までの期間		毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日 までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日 の前日までの期間
	毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日 までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日 の前日までの期間		毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日 までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日 の前日までの期間
	毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日 までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日 の前日までの期間		毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日 までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日 の前日までの期間
	毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日 までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の 検針日の前日までの期間		毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日 までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の 検針日の前日までの期間
	毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日 までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の 前日までの期間		毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日 までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の 前日までの期間
	毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日 までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の 前日までの期間		毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日 までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の 前日までの期間
	毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の 前日までの期間		毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の 前日までの期間
	毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が うるう年となる場合は、翌 年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の 前日までの期間		毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が うるう年となる場合は、翌 年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の 前日までの期間
(ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。			(ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。		
ニ 燃料費調整額			ニ 燃料費調整額		
(イ) 定額制供給の場合			(イ) 定額制供給の場合		
a 定額電灯および公衆街路灯 A			a 定額電灯および公衆街路灯 A		
燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。			燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。		
b 臨時電灯 A および臨時電力			b 臨時電灯 A および臨時電力		
燃料費調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。			燃料費調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。		

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）			変更後（2026 年 11 月 1 日実施）		
(ロ) 従量制供給の場合 燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A、臨時電灯 B および公衆街路灯 B のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。 なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 11 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。			(ロ) 従量制供給の場合 燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A、臨時電灯 B および公衆街路灯 B のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。 なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 11 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。		
(2) 基 準 単 価 基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。			(2) 基 準 単 価 基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。		
イ 定額制供給の場合			イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A 基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。			(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A 基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。		
電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	59 銭 8 厘	電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	59 銭 8 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1 円 19 銭 7 厘		10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1 円 19 銭 7 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	2 円 39 銭 3 厘		20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	2 円 39 銭 3 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	3 円 58 銭 9 厘		40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	3 円 58 銭 9 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	5 円 98 銭 2 厘		60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	5 円 98 銭 2 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワットまでごとに	2 円 99 銭 1 厘		100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワットまでごとに	2 円 99 銭 1 厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1 円 78 銭 6 厘	小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1 円 78 銭 6 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	3 円 57 銭 3 厘		50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	3 円 57 銭 3 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	1 円 78 銭 6 厘		100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	1 円 78 銭 6 厘
(ロ) 臨 時 電 灯 A 基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。			(ロ) 臨 時 電 灯 A 基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合		4 銭 8 厘	総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合		4 銭 8 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合		9 銭 7 厘	総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合		9 銭 7 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに		9 銭 7 厘	総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに		9 銭 7 厘

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）		変更後（2026 年 11 月 1 日実施）	
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	96銭4厘	総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	96銭4厘
	96銭4厘		96銭4厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに		総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	
(ハ) 臨時電力 基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。		(ハ) 臨時電力 基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。	
契約電力1キロワット1日につき		契約電力1キロワット1日につき	
1円01銭3厘		1円01銭3厘	
ロ 従量制供給の場合 (イ) 従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯B 基準単価は、次のとおりといたします。		ロ 従量制供給の場合 (イ) 従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯B 基準単価は、次のとおりといたします。	
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	1円69銭4厘	
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	15銭4厘	
(ロ) (イ)以外の場合 基準単価は、次のとおりといたします。		(ロ) (イ)以外の場合 基準単価は、次のとおりといたします。	
1キロワット時につき		15銭4厘	
(3) 燃料費調整単価等の揭示 当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。		(3) 燃料費調整単価等の揭示 当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。	
3 契約負荷設備の総容量の算定 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。 (1) 電気機器の数が差込口の数を上回る場合 差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。 (2) 電気機器の数が差込口の数を下回る場合 電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。		3 契約負荷設備の総容量の算定 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。 (1) 電気機器の数が差込口の数を上回る場合 差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。 (2) 電気機器の数が差込口の数を下回る場合 電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。	

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）		変更後（2026 年 11 月 1 日実施）	
イ 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院 1 差込口につき 50ボルトアンペア		イ 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院 1 差込口につき 50ボルトアンペア	
ロ イ以外の場合 1 差込口につき 100ボルトアンペア		ロ イ以外の場合 1 差込口につき 100ボルトアンペア	

4 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器
照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ けい光灯

	換 算 容 量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×150パーセント	管灯の定格消費電力(ワット) ×125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×200パーセント	

ロ ネオン管灯

2 次電圧（ボルト）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ（ミリメートル）	換 算 容 量
--------------	---------

4 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器
照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ けい光灯

	換 算 容 量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×150パーセント	管灯の定格消費電力(ワット) ×125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×200パーセント	

ロ ネオン管灯

2 次電圧（ボルト）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ（ミリメートル）	換 算 容 量
--------------	---------

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）		
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999以下	40	40
1, 149 "	60	60
1, 556 "	70	70
1, 759 "	80	80
2, 368 "	100	100

ニ 水 銀 灯

出力（ワット）	換 算 容 量		入力（ワット）
	入力（ボルトアンペア）		
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60 "	80	170	70
80 "	100	190	90
100 "	150	200	130
125 "	160	290	145
200 "	250	400	230
250 "	300	500	270
300 "	350	550	325
400 "	500	750	435
700 "	800	1, 200	735
1, 000 "	1, 200	1, 750	1, 005

(2) 誘 導 電 動 機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

変更後（2026 年 11 月 1 日実施）		
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999以下	40	40
1, 149 "	60	60
1, 556 "	70	70
1, 759 "	80	80
2, 368 "	100	100

ニ 水 銀 灯

出力（ワット）	換 算 容 量		入力（ワット）
	入力（ボルトアンペア）		
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60 "	80	170	70
80 "	100	190	90
100 "	150	200	130
125 "	160	290	145
200 "	250	400	230
250 "	300	500	270
300 "	350	550	325
400 "	500	750	435
700 "	800	1, 200	735
1, 000 "	1, 200	1, 750	1, 005

(2) 誘 導 電 動 機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）

出力（ワット）	換 算 容 量		入力（ワット）
	入力（ボルトアンペア）		
	高力率型	低力率型	
35以下	—	160	出力（ワット） × 133.0パーセント
45 "	—	180	
65 "	—	230	
100 "	250	350	
200 "	400	550	
400 "	600	850	
550 "	900	1,200	
750 "	1,000	1,400	

ロ 3相誘導電動機

3相誘導電動機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

(イ) 馬力表示の場合
入力(キロワット)＝ 出力(馬力)×93.3 パーセント

(ロ) キロワット表示の場合
入力(キロワット)＝ 出力(キロワット)×125.0 パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

変更後（2026 年 11 月 1 日実施）

出力（ワット）	換 算 容 量		入力（ワット）
	入力（ボルトアンペア）		
	高力率型	低力率型	
35以下	—	160	出力（ワット） × 133.0パーセント
45 "	—	180	
65 "	—	230	
100 "	250	350	
200 "	400	550	
400 "	600	850	
550 "	900	1,200	
750 "	1,000	1,400	

ロ 3相誘導電動機

3相誘導電動機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

(イ) 馬力表示の場合
入力(キロワット)＝ 出力(馬力)×93.3 パーセント

(ロ) キロワット表示の場合
入力(キロワット)＝ 出力(キロワット)×125.0 パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 (携帯型および移動型を含みます。)	最高定格 管 電 圧 (キロボルトビーク)	管 電 流 (短時間定格電流) (リアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大 入力(キロボルトアンペア)の値と いたします。
診察用装置	95キロボルトビーク以下	20リアンペア以下	1
		20リアンペア超過 30リアンペア以下	1.5
		30 " 50 "	2

装置種別 (携帯型および移動型を含みます。)	最高定格 管 電 圧 (キロボルトビーク)	管 電 流 (短時間定格電流) (リアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大 入力(キロボルトアンペア)の値と いたします。
診察用装置	95キロボルトビーク以下	20リアンペア以下	1
		20リアンペア超過 30リアンペア以下	1.5
		30 " 50 "	2

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）						
		50	〃	100	〃	3
		100	〃	200	〃	4
		200	〃	300	〃	5
		300	〃	500	〃	7.5
		500	〃	1,000	〃	10
	95キロボルト以上超過 100キロボルト以上以下	200リアンペア以下				5
		200リアンペア超過		300リアンペア以下		6
		300	〃	500	〃	8
		500	〃	1,000	〃	13.5
	100キロボルト以上超過 125キロボルト以上以下	500リアンペア以下				9.5
		500リアンペア超過		1,000リアンペア以下		16
	125キロボルト以上超過 150キロボルト以上以下	500リアンペア以下				11
		500リアンペア超過		1,000リアンペア以下		19.5
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量		0.75マイクロファラッド以下		1	
	0.75マイクロファラッド超過		1.5 マイクロファラッド 〃		2	
	1.5 マイクロファラッド 〃		3 マイクロファラッド 〃		3	

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合
入力(キロワット) = 最大定格1次入力（キロボルトアンペア）×70 パーセント

ロ イ以外の場合
入力(キロワット) = 実測した1次入力（キロボルトアンペア）×70 パーセント

(5) その他

イ (1), (2), (3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

変更後（2026 年 11 月 1 日実施）						
		50	〃	100	〃	3
		100	〃	200	〃	4
		200	〃	300	〃	5
		300	〃	500	〃	7.5
		500	〃	1,000	〃	10
	95キロボルト以上超過 100キロボルト以上以下	200リアンペア以下				5
		200リアンペア超過		300リアンペア以下		6
		300	〃	500	〃	8
		500	〃	1,000	〃	13.5
	100キロボルト以上超過 125キロボルト以上以下	500リアンペア以下				9.5
		500リアンペア超過		1,000リアンペア以下		16
	125キロボルト以上超過 150キロボルト以上以下	500リアンペア以下				11
		500リアンペア超過		1,000リアンペア以下		19.5
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量		0.75マイクロファラッド以下		1	
	0.75マイクロファラッド超過		1.5 マイクロファラッド 〃		2	
	1.5 マイクロファラッド 〃		3 マイクロファラッド 〃		3	

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合
入力(キロワット) = 最大定格1次入力（キロボルトアンペア）×70 パーセント

ロ イ以外の場合
入力(キロワット) = 実測した1次入力（キロボルトアンペア）×70 パーセント

(5) その他

イ (1), (2), (3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
5 加重平均力率の算定 加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。 加重平均力率（パーセント） $= \frac{100}{\text{パーセント}} \times \left[\frac{\text{電熱器}}{\text{総容量}} \right] + \frac{90}{\text{パーセント}} \times \left[\frac{\text{力率90パーセントの機器総容量}}{\text{の機器総容量}} \right] + \frac{80}{\text{パーセント}} \times \left[\frac{\text{力率80パーセントの機器総容量}}{\text{の機器総容量}} \right]$	5 加重平均力率の算定 加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。 加重平均力率（パーセント） $= \frac{100}{\text{パーセント}} \times \left[\frac{\text{電熱器}}{\text{総容量}} \right] + \frac{90}{\text{パーセント}} \times \left[\frac{\text{力率90パーセントの機器総容量}}{\text{の機器総容量}} \right] + \frac{80}{\text{パーセント}} \times \left[\frac{\text{力率80パーセントの機器総容量}}{\text{の機器総容量}} \right]$
6 契約容量および契約電力の算定方法 16（従量電灯）（2）ニ（ロ）または19（低圧電力）（4）ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。 (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合 $\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1,000}$ なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。 (2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合 $\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$	6 契約容量および契約電力の算定方法 16（従量電灯）（2）ニ（ロ）または19（低圧電力）（4）ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。 (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合 $\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1,000}$ なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。 (2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合 $\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$
7 日割計算の基本算式 (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。 イ 基本料金、最低料金、定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合 $1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ ただし、26（料金の算定）（1）ハに該当する場合は、$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は、$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。 ロ 従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bの料金適用上の電力量区分を日割りする場合 (イ) 従量電灯A $\text{最低料金適用電力量} = 11 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$	7 日割計算の基本算式 (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。 イ 基本料金、最低料金、定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合 $1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ ただし、26（料金の算定）（1）ハに該当する場合は、$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は、$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。 ロ 従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bの料金適用上の電力量区分を日割りする場合 (イ) 従量電灯A $\text{最低料金適用電力量} = 11 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。 第 1 段階料金適用電力量 = 109キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、第 1 段階料金適用電力量とは、11キロワット時をこえ120キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 第 2 段階料金適用電力量 = 180キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 (ロ) 従量電灯 B 第 1 段階料金適用電力量 = 120キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 第 2 段階料金適用電力量 = 180キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 (ハ) 臨時電灯 B および公衆街路灯 B 最低料金適用電力量 = 11キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。 (ニ) (イ)、(ロ)または(ハ)によって算定された最低料金適用電力量、第 1 段階料金適用電力量および第 2 段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (ホ) 26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(イ)、(ロ)および(ハ)の $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は、$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。 ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合 (イ) 26（料金の算定）(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ロ) 26（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力、臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき	なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。 第 1 段階料金適用電力量 = 109キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、第 1 段階料金適用電力量とは、11キロワット時をこえ120キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 第 2 段階料金適用電力量 = 180キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 (ロ) 従量電灯 B 第 1 段階料金適用電力量 = 120キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 第 2 段階料金適用電力量 = 180キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 (ハ) 臨時電灯 B および公衆街路灯 B 最低料金適用電力量 = 11キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。 (ニ) (イ)、(ロ)または(ハ)によって算定された最低料金適用電力量、第 1 段階料金適用電力量および第 2 段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (ホ) 26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(イ)、(ロ)および(ハ)の $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は、$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。 ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合 (イ) 26（料金の算定）(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ロ) 26（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力、臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。 ニ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合 （イ） 26（料金の算定）（1）イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 （ロ） 26（料金の算定）（1）ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。 （2） 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の（1）イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。 イ 電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。 ロ 需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から、当社が次の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。 （3） 定額制供給の場合または 25（使用電力量の算定）（4）の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの（1）イおよびロにいう検針期間の日数は、（2）に準ずるものといたします。この場合、（2）にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。 （4） 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の（1）イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。 イ 電気の供給を開始した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 ロ 需給契約が消滅した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 （5） 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、（1）イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。	期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。 ニ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合 （イ） 26（料金の算定）（1）イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 （ロ） 26（料金の算定）（1）ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。 （2） 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の（1）イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。 イ 電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。 ロ 需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から、当社が次の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。 （3） 定額制供給の場合または 25（使用電力量の算定）（4）の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの（1）イおよびロにいう検針期間の日数は、（2）に準ずるものといたします。この場合、（2）にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。 （4） 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の（1）イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。 イ 電気の供給を開始した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 ロ 需給契約が消滅した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 （5） 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、（1）イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

- 3 みなし小売電気事業者特定小売供給約款
 料金算定規則様式第 19 から第 22 までにより
 作成した書類

様式第19（第22条第2項関係）

特殊変動額総括表

(単位：千円)

	項 目	変 動 金 額	備 考
初年度	送配電関連費		
	配電関連費		
	原子力廃止関連仮勘定償却費		
	他社購入電源費		
	他社販売電源料		
二年度	送配電関連費		
	配電関連費		
	原子力廃止関連仮勘定償却費		
	他社購入電源費		
	他社販売電源料		
三年度	送配電関連費		
	配電関連費		
	原子力廃止関連仮勘定償却費		
	他社購入電源費		
	他社販売電源料		
原価算定期間計	送配電関連費	14,591,469	
	配電関連費		
	原子力廃止関連仮勘定償却費		
	他社購入電源費	1,586,517	
	他社販売電源料	▲601,744	

原価算定期間を、2023年4月から2026年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

法第17条の2第1項に規定する経済産業省令で定める期間内において、託送供給等に係る料金が年度ごとに変動する場合にあっては、年度ごとに作成すること。

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第19の2（第22条第3項関係）

特殊送配電非関連費明細表

（単位：千円）

項 目	固 定 費	可 変 費
原子力廃止関連仮勘定償却費		
他社購入電源費	520,045	1,066,472
他社販売電源料	▲77,436	▲524,308
合 計	442,609	542,164

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第20（第22条第5項）

特殊送配電関連費等計算表

（単位：千円）

		変 動 費
初年度	特殊送配電関連費	
	特殊配電関連費	
	特殊送配電非関連費	
二年度	特殊送配電関連費	
	特殊配電関連費	
	特殊送配電非関連費	
三年度	特殊送配電関連費	
	特殊配電関連費	
	特殊送配電非関連費	
原価算 定期間 計	特殊送配電関連費	14,591,469
	特殊配電関連費	
	特殊送配電非関連費	107,518

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

法第17条の2第1項に規定する経済産業省令で定める期間内において、託送供給等に係る料金が年度ごとに変動する場合にあっては、年度ごとに作成すること。

様式第21（第22条第5項関係）

特殊原価等集計表

（単位：千円）

	変 動 費
特定需要	14,698,987

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第22（第22条第11項関係）

特殊変動費と料金収入の変動分の比較表

（単位：千円）

		固定費	可変費	需要家費	送配電関連費	配電関連費	合計	販売電力量 (10 ⁶ kWh)	単価 (円/kWh)	想定料金 収 入
特定需要	初 年 度				()	()	()		()	()
	二 年 度				()	()			()	
	三 年 度				()	()			()	
原価算定期間計		52,647,935	94,274,481	13,501,994	86,341,764		246,766,174	6,520	37.85	246,763,984
		(53,193)	(54,325)		(14,591,469)		(14,698,987)		(2.25)	(14,717,891)

（記載注意）

- 1 特定需要の（ ）内には、特殊変動費に係る費用等を内数として記載すること。
- 2 法第17条の2第1項に規定する経済産業省令で定める期間内において、託送供給等に係る料金単価が年度ごとに変動する場合にあっては、年度ごとに作成すること。ただし、この場合においては、原価算定期間計における単価（円/kWh）の記載を省略することができる。

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

特定小売供給約款変更届出書

営推発 第1号
2026年9月29日

経済産業大臣 赤澤 亮正 殿

高松市丸の内2番5号
四国電力株式会社

取締役社長 宮本 喜弘
社長執行役員

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第4項の規定により、次のとおり特定小売供給約款を変更したので届け出ます。

変更の内容	別紙 特定小売供給約款のとおりであります。
実施期日	2026年11月1日

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に
関する省令第 23 条の規定に基づく添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 特定小売供給約款の変更の内容および新旧比較表

1 変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

このたび当社は、その他今日的な見直しを反映するため、特定小売供給約款を見直すことといたしました。

つきましては、平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 19 条第 4 項の規定にもとづき、ここに特定小売供給約款の変更を届け出る次第であります。

2 特定小売供給約款の変更の内容および 新旧比較表

特定小売供給約款の変更の内容

平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 19 条第 4 項の規定にもとづき届け出る特定小売供給約款の変更につきましては、以下の見直しを行ないました。

- ・その他の今日の見直し

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
特定小売供給約款 2025年 4月 1 日 実 施 四国電力株式会社	特定小売供給約款 <u>2026</u>年 <u>11</u>月 1 日 実 施 四国電力株式会社

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
特 定 小 売 供 給 約 款 目 次 I 総 則 1 1 適 用 1 2 供給約款の届出および変更 1 3 定 義 1 4 単位および端数処理 3 5 実 施 細 目 3 II 契約の申込み 4 6 需給契約の申込み 4 7 需給契約の成立および契約期間 5 8 需 要 場 所 5 9 需給契約の単位 6 10 供 給 の 開 始 6 11 供 給 の 単 位 6 12 承 諾 の 限 界 7 13 需給契約書の作成 7 III 契約種別および料金 8 14 契 約 種 別 8 15 定 額 電 灯 8 16 従 量 電 灯 11 17 臨 時 電 灯 15 18 公 衆 街 路 灯 18 19 低 圧 電 力 23 20 臨 時 電 力 26 21 農 事 用 電 力 28 IV 料金の算定および支払い 30 22 料金の適用開始の時期 30 23 検 針 日 30 24 料金の算定期間 31 25 使用電力量の算定 31	特 定 小 売 供 給 約 款 目 次 I 総 則 1 1 適 用 1 2 供給約款の届出および変更 1 3 定 義 1 4 単位および端数処理 3 5 実 施 細 目 3 II 契約の申込み 4 6 需給契約の申込み 4 7 需給契約の成立および契約期間 5 8 需 要 場 所 5 9 需給契約の単位 6 10 供 給 の 開 始 6 11 供 給 の 単 位 6 12 承 諾 の 限 界 7 13 需給契約書の作成 7 III 契約種別および料金 8 14 契 約 種 別 8 15 定 額 電 灯 8 16 従 量 電 灯 11 17 臨 時 電 灯 15 18 公 衆 街 路 灯 18 19 低 圧 電 力 23 20 臨 時 電 力 26 21 農 事 用 電 力 28 IV 料金の算定および支払い 30 22 料金の適用開始の時期 30 23 検 針 日 30 24 料金の算定期間 31 25 使用電力量の算定 31

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）		変更後（2026 年 11 月 1 日実施）	
26	料 金 の 算 定	32	26 料 金 の 算 定
27	日 割 計 算	33	27 日 割 計 算
28	料金の支払義務および支払期日	34	28 料金の支払義務および支払期日
29	料金その他の支払方法	35	29 料金その他の支払方法
30	延 滞 利 息	37	30 延 滞 利 息
31	保 証 金	38	31 保 証 金
V 使用および供給		40	V 使用および供給
32	適正契約の保持	40	32 適正契約の保持
33	力 率 の 保 持	40	33 力 率 の 保 持
34	需要場所への立入りによる業務の実施	40	34 需要場所への立入りによる業務の実施
35	電気の使用にともなうお客さまの協力	41	35 電気の使用にともなうお客さまの協力
36	供 給 の 停 止	41	36 供 給 の 停 止
37	供給停止の解除	42	37 供給停止の解除
38	供給停止期間中の料金	43	38 供給停止期間中の料金
39	違 約 金	43	39 違 約 金
40	供給の中止または使用の制限もしくは中止	43	40 供給の中止または使用の制限もしくは中止
41	制限または中止の料金割引	44	41 制限または中止の料金割引
42	損害賠償の免責	45	42 損害賠償の免責
43	設 備 の 賠 償	45	43 設 備 の 賠 償
VI 契約の変更および終了		46	VI 契約の変更および終了
44	需給契約の変更	46	44 需給契約の変更
45	名 義 の 変 更	46	45 名 義 の 変 更
46	需給契約の廃止	46	46 需給契約の廃止
47	需給開始後の需給契約の廃止または変更にとまなう 料金および工事費の精算	47	47 需給開始後の需給契約の廃止または変更にとまなう 料金および工事費の精算
48	解 約 等	49	48 解 約 等
49	需給契約消滅後の債権債務関係	49	49 需給契約消滅後の債権債務関係
VII 供給方法、工事および工事費の負担		50	VII 供給方法、工事および工事費の負担
50	供給方法および工事	50	50 供給方法および工事
51	工事費負担金等の申受けおよび精算	50	51 工事費負担金等の申受けおよび精算
VIII 保 安		51	VIII 保 安
52	保 安 の 責 任	51	52 保 安 の 責 任
53	調 査	51	53 調 査

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）			変更後（2026 年 11 月 1 日実施）		
54	調査に対するお客さまの協力	51	54	調査に対するお客さまの協力	51
55	保安に対するお客さまの協力	51	55	保安に対するお客さまの協力	51
56	自家用電気工作物	52	56	自家用電気工作物	52
附	則	53	附	則	53
別	表	59	別	表	59

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
I 総 則 1 適 用 (1) 当社が、特定需要に応じて一般送配電事業者または配電事業者（以下「一般送配電事業者等」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。 (2) この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。 徳島県，高知県，香川県（一部を除きます。），愛媛県（一部を除きます。）	I 総 則 1 適 用 (1) 当社が、特定需要に応じて一般送配電事業者または配電事業者（以下「一般送配電事業者等」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。 (2) この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。 徳島県，高知県，香川県（一部を除きます。），愛媛県（一部を除きます。）
2 供給約款の届出および変更 (1) この供給約款は、電気事業法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第4項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。 (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の特定小売供給約款によります。	2 供給約款の届出および変更 (1) この供給約款は、電気事業法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第4項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。 (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の特定小売供給約款によります。
3 定 義 次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (1) 低 圧 標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。 (2) 電 灯 白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。 (3) 小 型 機 器 主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。 (4) 動 力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。 (5) 契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。 (6) 契約主開閉器 契約上設定されるしゃ断器であつて，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ	3 定 義 次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (1) 低 圧 標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。 (2) 電 灯 白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。 (3) 小 型 機 器 主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。 (4) 動 力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。 (5) 契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。 (6) 契約主開閉器 契約上設定されるしゃ断器であつて，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。 (7) 契 約 容 量 契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。 (8) 契 約 電 力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。 (9) 夏 季 毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。 (10) そ の 他 季 毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。 (11) 貿 易 統 計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。 (12) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年がうるう年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。 (13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。	断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。 (7) 契 約 容 量 契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。 (8) 契 約 電 力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。 (9) 夏 季 毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。 (10) そ の 他 季 毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。 (11) 貿 易 統 計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。 (12) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年がうるう年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。 (13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。
4 単位および端数処理 この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。 (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (2) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (3) 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力または農事用電力については、19（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が 0.5 キロワット以下となるときは、契約電力を 0.5 キロワットといたします。 (4) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、30 分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。 (5) 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。	4 単位および端数処理 この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。 (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (2) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (3) 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力または農事用電力については、19（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が 0.5 キロワット以下となるときは、契約電力を 0.5 キロワットといたします。 (4) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、30 分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。 (5) 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
(6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。	(6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。
5 実 施 細 目 この供給約款の実施上必要な細目の事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。	5 実 施 細 目 この供給約款の実施上必要な細目の事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。
Ⅱ 契約の申込み 6 需給契約の申込み (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。 契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者等〔以下「当該一般送配電事業者等」といいます。〕が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等〔以下「託送約款等」といいます。〕に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約容量、契約電力、発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法 (2) (1) により需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。 イ 託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。 ロ 当社が、需給契約の締結に必要な事項のうち、当該一般送配電事業者等が接続供給のために必要とする事項について、当該一般送配電事業者等に提供すること。 ハ 当該一般送配電事業者等が、接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、当社に提供すること。 (3) 契約負荷設備、契約容量および契約電力については、1 年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1 年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降 1 年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。 (4) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。 (5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のため	Ⅱ 契約の申込み 6 需給契約の申込み (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。 契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者等〔以下「当該一般送配電事業者等」といいます。〕が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等〔以下「託送約款等」といいます。〕に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約容量、契約電力、発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法 (2) (1) により需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。 イ 託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。 ロ 当社が、需給契約の締結に必要な事項のうち、当該一般送配電事業者等が接続供給のために必要とする事項について、当該一般送配電事業者等に提供すること。 ハ 当該一般送配電事業者等が、接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、当社に提供すること。 (3) 契約負荷設備、契約容量および契約電力については、1 年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1 年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降 1 年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。 (4) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。 (5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のため

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
に必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。	に必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
7 需給契約の成立および契約期間 (1) 需給契約は、お客さまの需給契約の申込みを当社が承諾したときに成立いたします。 (2) 契約期間は、次によります。 イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間をいいます。）の末日までといたします。 ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。 ニ お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イ、ロおよびハにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。	7 需給契約の成立および契約期間 (1) 需給契約は、お客さまの需給契約の申込みを当社が承諾したときに成立いたします。 (2) 契約期間は、次によります。 イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間をいいます。）の末日までといたします。 ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。 ニ お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イ、ロおよびハにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。
8 需 要 場 所 需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。	8 需 要 場 所 需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。
9 需給契約の単位 当社は、次の場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。 (1) 1 需要場所において、次の 2 以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の 1 契約種別（(2) の場合は、2 契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合 臨時電灯のうちの 1 契約種別、臨時電力、農事用電力 (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯のうちの 1 契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合 (3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の利用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき。	9 需給契約の単位 当社は、次の場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。 (1) 1 需要場所において、次の 2 以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の 1 契約種別（(2) の場合は、2 契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合 臨時電灯のうちの 1 契約種別、臨時電力、農事用電力 (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯のうちの 1 契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合 (3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の利用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき。

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）								
10 供給の開始 (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。 (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまおよび当該一般送配電事業者等と協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。	10 供給の開始 (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。 (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまおよび当該一般送配電事業者等と協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。								
11 供給の単位 当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。	11 供給の単位 当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。								
12 承諾の限界 当社は、法令、電気の需給状況、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。	12 承諾の限界 当社は、法令、電気の需給状況、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。								
13 需給契約書の作成 特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。	13 需給契約書の作成 特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。								
Ⅲ 契約種別および料金 14 契約種別 契約種別は、次のとおりといたします。 <table border="1"> <tr> <td>需要区分</td><td>契約種別</td></tr> <tr> <td>電灯需要</td><td>定額電灯</td></tr> </table>	需要区分	契約種別	電灯需要	定額電灯	Ⅲ 契約種別および料金 14 契約種別 契約種別は、次のとおりといたします。 <table border="1"> <tr> <td>需要区分</td><td>契約種別</td></tr> <tr> <td>電灯需要</td><td>定額電灯</td></tr> </table>	需要区分	契約種別	電灯需要	定額電灯
需要区分	契約種別								
電灯需要	定額電灯								
需要区分	契約種別								
電灯需要	定額電灯								

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）				変更後（2026 年 11 月 1 日実施）			
		従 量 電 灯	A			従 量 電 灯	A
			B				B
		臨 時 電 灯	A			臨 時 電 灯	A
			B				B
			C				C
		公 衆 街 路 灯	A			公 衆 街 路 灯	A
			B				B
			C				C
		電 力 需 要	低 圧 電 力			電 力 需 要	低 圧 電 力
	臨 時 電 力		臨 時 電 力				
	農 事 用 電 力		農 事 用 電 力				

15 定 額 電 灯

(1) 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といいます。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといいます。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，お客さまに特別の事情があると当該一般送配電事業者等が認めた場合には，交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料 金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は，別

		従 量 電 灯	A			従 量 電 灯	A
			B				B
		臨 時 電 灯	A			臨 時 電 灯	A
			B				B
			C				C
		公 衆 街 路 灯	A			公 衆 街 路 灯	A
			B				B
			C				C
		電 力 需 要	低 圧 電 力			電 力 需 要	低 圧 電 力
	臨 時 電 力		臨 時 電 力				
	農 事 用 電 力		農 事 用 電 力				

15 定 額 電 灯

(1) 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といいます。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといいます。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，お客さまに特別の事情があると当該一般送配電事業者等が認めた場合には，交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料 金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は，別

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）																																								
表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 イ 需要家料金 需要家料金は、1 月につき次のとおりといたします。 <table border="1"> <tr> <td>1 契約につき</td><td>71円50銭</td></tr> </table> ロ 電 灯 料 金 (イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1 月につき次のとおりといたします。 <table border="1"> <tr> <td>10ワットまでの1 灯につき</td><td>137円68銭</td></tr> <tr> <td>10ワットをこえ20ワットまでの1 灯につき</td><td>228円07銭</td></tr> <tr> <td>20ワットをこえ40ワットまでの1 灯につき</td><td>408円84銭</td></tr> <tr> <td>40ワットをこえ60ワットまでの1 灯につき</td><td>589円63銭</td></tr> <tr> <td>60ワットをこえ100ワットまでの1 灯につき</td><td>950円20銭</td></tr> <tr> <td>100ワットをこえる1 灯につき50ワットまでごとに</td><td>475円10銭</td></tr> </table> (ロ) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1 ボルトアンペアを1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 (ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1 ボルトアンペアを1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 ハ 小型機器料金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1 月につき次のとおりといたします。 <table border="1"> <tr> <td>50ボルトアンペアまでの1 機器につき</td><td>373円98銭</td></tr> <tr> <td>50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1 機器につき</td><td>637円96銭</td></tr> <tr> <td>100ボルトアンペアをこえる1 機器につき50ボルトアンペアまでごとに</td><td>318円98銭</td></tr> </table> (5) そ の 他 当該一般送配電事業者等は、必要に応じて電流制限器を取り付けます。	1 契約につき	71円50銭	10ワットまでの1 灯につき	137円68銭	10ワットをこえ20ワットまでの1 灯につき	228円07銭	20ワットをこえ40ワットまでの1 灯につき	408円84銭	40ワットをこえ60ワットまでの1 灯につき	589円63銭	60ワットをこえ100ワットまでの1 灯につき	950円20銭	100ワットをこえる1 灯につき50ワットまでごとに	475円10銭	50ボルトアンペアまでの1 機器につき	373円98銭	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1 機器につき	637円96銭	100ボルトアンペアをこえる1 機器につき50ボルトアンペアまでごとに	318円98銭	表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 イ 需要家料金 需要家料金は、1 月につき次のとおりといたします。 <table border="1"> <tr> <td>1 契約につき</td><td>71円50銭</td></tr> </table> ロ 電 灯 料 金 (イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1 月につき次のとおりといたします。 <table border="1"> <tr> <td>10ワットまでの1 灯につき</td><td>137円68銭</td></tr> <tr> <td>10ワットをこえ20ワットまでの1 灯につき</td><td>228円07銭</td></tr> <tr> <td>20ワットをこえ40ワットまでの1 灯につき</td><td>408円84銭</td></tr> <tr> <td>40ワットをこえ60ワットまでの1 灯につき</td><td>589円63銭</td></tr> <tr> <td>60ワットをこえ100ワットまでの1 灯につき</td><td>950円20銭</td></tr> <tr> <td>100ワットをこえる1 灯につき50ワットまでごとに</td><td>475円10銭</td></tr> </table> (ロ) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1 ボルトアンペアを1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 (ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1 ボルトアンペアを1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 ハ 小型機器料金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1 月につき次のとおりといたします。 <table border="1"> <tr> <td>50ボルトアンペアまでの1 機器につき</td><td>373円98銭</td></tr> <tr> <td>50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1 機器につき</td><td>637円96銭</td></tr> <tr> <td>100ボルトアンペアをこえる1 機器につき50ボルトアンペアまでごとに</td><td>318円98銭</td></tr> </table> (5) そ の 他 当該一般送配電事業者等は、必要に応じて電流制限器を取り付けます。	1 契約につき	71円50銭	10ワットまでの1 灯につき	137円68銭	10ワットをこえ20ワットまでの1 灯につき	228円07銭	20ワットをこえ40ワットまでの1 灯につき	408円84銭	40ワットをこえ60ワットまでの1 灯につき	589円63銭	60ワットをこえ100ワットまでの1 灯につき	950円20銭	100ワットをこえる1 灯につき50ワットまでごとに	475円10銭	50ボルトアンペアまでの1 機器につき	373円98銭	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1 機器につき	637円96銭	100ボルトアンペアをこえる1 機器につき50ボルトアンペアまでごとに	318円98銭
1 契約につき	71円50銭																																								
10ワットまでの1 灯につき	137円68銭																																								
10ワットをこえ20ワットまでの1 灯につき	228円07銭																																								
20ワットをこえ40ワットまでの1 灯につき	408円84銭																																								
40ワットをこえ60ワットまでの1 灯につき	589円63銭																																								
60ワットをこえ100ワットまでの1 灯につき	950円20銭																																								
100ワットをこえる1 灯につき50ワットまでごとに	475円10銭																																								
50ボルトアンペアまでの1 機器につき	373円98銭																																								
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1 機器につき	637円96銭																																								
100ボルトアンペアをこえる1 機器につき50ボルトアンペアまでごとに	318円98銭																																								
1 契約につき	71円50銭																																								
10ワットまでの1 灯につき	137円68銭																																								
10ワットをこえ20ワットまでの1 灯につき	228円07銭																																								
20ワットをこえ40ワットまでの1 灯につき	408円84銭																																								
40ワットをこえ60ワットまでの1 灯につき	589円63銭																																								
60ワットをこえ100ワットまでの1 灯につき	950円20銭																																								
100ワットをこえる1 灯につき50ワットまでごとに	475円10銭																																								
50ボルトアンペアまでの1 機器につき	373円98銭																																								
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1 機器につき	637円96銭																																								
100ボルトアンペアをこえる1 機器につき50ボルトアンペアまでごとに	318円98銭																																								

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）												
16 従 量 電 灯 (1) 従量電灯 A イ 適 用 範 囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。 (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。 (ハ) 定額電灯を適用できないこと。 ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)および(ハ)に該当し、かつ、(ロ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧200ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 ハ 最大需要容量 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。 ニ 料 金 料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 <table><tr><td>最低料金</td><td>1 契約につき最初の11キロワット時まで</td><td>666円89銭</td></tr><tr><td>電力量料金</td><td>11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき</td><td>30円65銭</td></tr></table>	最低料金	1 契約につき最初の11キロワット時まで	666円89銭	電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	30円65銭	16 従 量 電 灯 (1) 従量電灯 A イ 適 用 範 囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。 (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。 (ハ) 定額電灯を適用できないこと。 ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)および(ハ)に該当し、かつ、(ロ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧200ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 ハ 最大需要容量 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。 ニ 料 金 料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 <table><tr><td>最低料金</td><td>1 契約につき最初の11キロワット時まで</td><td>666円89銭</td></tr><tr><td>電力量料金</td><td>11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき</td><td>30円65銭</td></tr></table>	最低料金	1 契約につき最初の11キロワット時まで	666円89銭	電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	30円65銭
最低料金	1 契約につき最初の11キロワット時まで	666円89銭											
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	30円65銭											
最低料金	1 契約につき最初の11キロワット時まで	666円89銭											
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	30円65銭											

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）			変更後（2026 年 11 月 1 日実施）		
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	37円27銭		120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	37円27銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40円78銭		300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40円78銭
ホ そ の 他 当社は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。 (2) 従量電灯B イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。 (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または供給設備の都合でやむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 ハ 契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 ニ 契約容量 (イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。			ホ そ の 他 当社は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。 (2) 従量電灯B イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。 (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または供給設備の都合でやむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 ハ 契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 ニ 契約容量 (イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。		
	最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント		最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
	次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント		次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）		変更後（2026 年 11 月 1 日実施）	
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント	次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント	50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント
(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。 ホ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (イ) 基 本 料 金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。		(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。 ホ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (イ) 基 本 料 金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。	
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	397円10銭	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	397円10銭
(ロ) 電 力 量 料 金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。		(ロ) 電 力 量 料 金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。	
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	27円25銭	最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	27円25銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1 キロワット時につき	32円78銭	120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1 キロワット時につき	32円78銭
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	35円70銭	300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	35円70銭
17 臨 時 電 灯 (1) 臨時電灯 A イ 適 用 範 囲 電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 3 キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期		17 臨 時 電 灯 (1) 臨時電灯 A イ 適 用 範 囲 電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 3 キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期	

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）																				
間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧200ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 ハ 料 金 料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって 1 日につき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 <table border="1" data-bbox="203 730 978 1054"> <tr> <td>総容量が50ボルトアンペアまでの場合</td><td>11円21銭</td></tr> <tr> <td>総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合</td><td>22円42銭</td></tr> <tr> <td>総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに</td><td>22円42銭</td></tr> <tr> <td>総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合</td><td>224円18銭</td></tr> <tr> <td>総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに</td><td>224円18銭</td></tr> </table> ニ そ の 他 (イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。 (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは、臨時電灯 A を適用いたします。 (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。 (2) 臨時電灯 B イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。	総容量が50ボルトアンペアまでの場合	11円21銭	総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	22円42銭	総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	22円42銭	総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	224円18銭	総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	224円18銭	間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧200ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 ハ 料 金 料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって 1 日につき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 <table border="1" data-bbox="1182 730 1957 1054"> <tr> <td>総容量が50ボルトアンペアまでの場合</td><td>11円21銭</td></tr> <tr> <td>総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合</td><td>22円42銭</td></tr> <tr> <td>総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに</td><td>22円42銭</td></tr> <tr> <td>総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合</td><td>224円18銭</td></tr> <tr> <td>総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに</td><td>224円18銭</td></tr> </table> ニ そ の 他 (イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。 (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは、臨時電灯 A を適用いたします。 (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。 (2) 臨時電灯 B イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。	総容量が50ボルトアンペアまでの場合	11円21銭	総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	22円42銭	総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	22円42銭	総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	224円18銭	総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	224円18銭
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	11円21銭																				
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	22円42銭																				
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	22円42銭																				
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	224円18銭																				
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	224円18銭																				
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	11円21銭																				
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	22円42銭																				
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	22円42銭																				
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	224円18銭																				
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	224円18銭																				

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）												
(イ) 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。 (ロ) 臨時電灯Aを適用できないこと。 ロ 料 金 料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。 <table><tr><td>最 低 料 金</td><td>1 契約につき最初の11キロワット時まで</td><td>811円57銭</td></tr><tr><td>電力量料金</td><td>上記をこえる 1 キロワット時につき</td><td>43円90銭</td></tr></table> ハ そ の 他 (イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。 (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。 (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Aに準ずるものいたします。 (3) 臨時電灯C イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。 ロ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。 (イ) 基本料金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。	最 低 料 金	1 契約につき最初の11キロワット時まで	811円57銭	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	43円90銭	(イ) 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。 (ロ) 臨時電灯Aを適用できないこと。 ロ 料 金 料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。 <table><tr><td>最 低 料 金</td><td>1 契約につき最初の11キロワット時まで</td><td>811円57銭</td></tr><tr><td>電力量料金</td><td>上記をこえる 1 キロワット時につき</td><td>43円90銭</td></tr></table> ハ そ の 他 (イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。 (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。 (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Aに準ずるものいたします。 (3) 臨時電灯C イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。 ロ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。 (イ) 基本料金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。	最 低 料 金	1 契約につき最初の11キロワット時まで	811円57銭	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	43円90銭
最 低 料 金	1 契約につき最初の11キロワット時まで	811円57銭											
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	43円90銭											
最 低 料 金	1 契約につき最初の11キロワット時まで	811円57銭											
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	43円90銭											

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）		変更後（2026 年 11 月 1 日実施）	
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき		443円30銭	
(ロ) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。			
1 キロワット時につき		38円31銭	
ハ その他			
(イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。			
(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは、臨時電灯 C を適用いたします。			
(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 B に準ずるものといたします。			
18 公衆街路灯			
(1) 公衆街路灯 A			
イ 適用範囲			
公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 1 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯 B を適用することがあります。			
ロ 料金			
料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表 2（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。			
(イ) 需要家料金			
需要家料金は、1 月につき次のとおりといたします。			
1 契約につき		66円00銭	

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき		443円30銭	
(ロ) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。			
1 キロワット時につき		38円31銭	
ハ その他			
(イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。			
(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは、臨時電灯 C を適用いたします。			
(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 B に準ずるものといたします。			
18 公衆街路灯			
(1) 公衆街路灯 A			
イ 適用範囲			
公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 1 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯 B を適用することがあります。			
ロ 料金			
料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表 2（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。			
(イ) 需要家料金			
需要家料金は、1 月につき次のとおりといたします。			
1 契約につき		66円00銭	

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）																																				
(ロ) 電 灯 料 金 a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。 <table border="1"> <tr><td>10ワットまでの1灯につき</td><td>134円38銭</td></tr> <tr><td>10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき</td><td>223円67銭</td></tr> <tr><td>20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき</td><td>401円14銭</td></tr> <tr><td>40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき</td><td>578円63銭</td></tr> <tr><td>60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき</td><td>932円60銭</td></tr> <tr><td>100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに</td><td>466円30銭</td></tr> </table> b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 (ハ) 小型機器料金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。 <table border="1"> <tr><td>50ボルトアンペアまでの1機器につき</td><td>365円18銭</td></tr> <tr><td>50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき</td><td>624円76銭</td></tr> <tr><td>100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに</td><td>312円38銭</td></tr> </table> ハ そ の 他 (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Aを適用することがあります。 (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。	10ワットまでの1灯につき	134円38銭	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	223円67銭	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	401円14銭	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	578円63銭	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	932円60銭	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	466円30銭	50ボルトアンペアまでの1機器につき	365円18銭	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	624円76銭	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	312円38銭	(ロ) 電 灯 料 金 a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。 <table border="1"> <tr><td>10ワットまでの1灯につき</td><td>134円38銭</td></tr> <tr><td>10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき</td><td>223円67銭</td></tr> <tr><td>20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき</td><td>401円14銭</td></tr> <tr><td>40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき</td><td>578円63銭</td></tr> <tr><td>60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき</td><td>932円60銭</td></tr> <tr><td>100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに</td><td>466円30銭</td></tr> </table> b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 (ハ) 小型機器料金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。 <table border="1"> <tr><td>50ボルトアンペアまでの1機器につき</td><td>365円18銭</td></tr> <tr><td>50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき</td><td>624円76銭</td></tr> <tr><td>100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに</td><td>312円38銭</td></tr> </table> ハ そ の 他 (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Aを適用することがあります。 (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。	10ワットまでの1灯につき	134円38銭	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	223円67銭	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	401円14銭	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	578円63銭	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	932円60銭	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	466円30銭	50ボルトアンペアまでの1機器につき	365円18銭	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	624円76銭	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	312円38銭
10ワットまでの1灯につき	134円38銭																																				
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	223円67銭																																				
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	401円14銭																																				
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	578円63銭																																				
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	932円60銭																																				
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	466円30銭																																				
50ボルトアンペアまでの1機器につき	365円18銭																																				
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	624円76銭																																				
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	312円38銭																																				
10ワットまでの1灯につき	134円38銭																																				
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	223円67銭																																				
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	401円14銭																																				
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	578円63銭																																				
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	932円60銭																																				
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	466円30銭																																				
50ボルトアンペアまでの1機器につき	365円18銭																																				
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	624円76銭																																				
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	312円38銭																																				

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）												
(2) 公衆街路灯 B イ 適用 範 囲 公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 使用する負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）が 6 キロボルトアンペア未満であること。 (ロ) 公衆街路灯 A を適用できないこと。 ロ 料 金 料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。 <table><tr><td>最 低 料 金</td><td>1 契約につき最初の11キロワット時まで</td><td>637円19銭</td></tr><tr><td>電力量料金</td><td>上記をこえる 1 キロワット時につき</td><td>30円06銭</td></tr></table> ハ そ の 他 (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて 1 需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯 B を適用することがあります。 (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 A に準ずるものいたします。 (3) 公衆街路灯 C イ 適用 範 囲 公衆街路灯を使用する需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。 ロ 契 約 容 量 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）といたします。 ハ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算	最 低 料 金	1 契約につき最初の11キロワット時まで	637円19銭	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	30円06銭	(2) 公衆街路灯 B イ 適用 範 囲 公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 使用する負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）が 6 キロボルトアンペア未満であること。 (ロ) 公衆街路灯 A を適用できないこと。 ロ 料 金 料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。 <table><tr><td>最 低 料 金</td><td>1 契約につき最初の11キロワット時まで</td><td>637円19銭</td></tr><tr><td>電力量料金</td><td>上記をこえる 1 キロワット時につき</td><td>30円06銭</td></tr></table> ハ そ の 他 (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて 1 需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯 B を適用することがあります。 (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 A に準ずるものいたします。 (3) 公衆街路灯 C イ 適用 範 囲 公衆街路灯を使用する需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。 ロ 契 約 容 量 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）といたします。 ハ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算	最 低 料 金	1 契約につき最初の11キロワット時まで	637円19銭	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	30円06銭
最 低 料 金	1 契約につき最初の11キロワット時まで	637円19銭											
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	30円06銭											
最 低 料 金	1 契約につき最初の11キロワット時まで	637円19銭											
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	30円06銭											

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）								
定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。 (イ) 基本料金 基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。 <table border="1"> <tr> <td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td><td>358円60銭</td></tr> </table> (ロ) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table border="1"> <tr> <td>1 キロワット時につき</td><td>27円34銭</td></tr> </table> ニ その他 (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて 1 需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯 C を適用することがあります。 (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 B に準ずるものいたします。 19 低 圧 電 力 (1) 適用範囲 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。 ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボ	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	358円60銭	1 キロワット時につき	27円34銭	定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。 (イ) 基本料金 基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。 <table border="1"> <tr> <td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td><td>358円60銭</td></tr> </table> (ロ) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table border="1"> <tr> <td>1 キロワット時につき</td><td>27円34銭</td></tr> </table> ニ その他 (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて 1 需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯 C を適用することがあります。 (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 B に準ずるものいたします。 19 低 圧 電 力 (1) 適用範囲 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。 ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボ	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	358円60銭	1 キロワット時につき	27円34銭
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	358円60銭								
1 キロワット時につき	27円34銭								
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	358円60銭								
1 キロワット時につき	27円34銭								

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）																														
ルトおよび200ボルトとすることがあります。 (3) 契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 (4) 契 約 電 力 イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の (イ) の係数を乗じてえた値の合計に (ロ) の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し、(ロ) の係数を乗じないものといたします。 (イ) 契約負荷設備のうち <table><tr><td rowspan="3">最大の入力 のものから</td><td>最初の 2 台の入力につき</td><td>100パーセント</td></tr><tr><td>次の 2 台の入力につき</td><td>95パーセント</td></tr><tr><td>上記以外のものの入力につき</td><td>90パーセント</td></tr></table> (ロ) (イ)によってえた値の合計のうち <table><tr><td>最初の 6 キロワットにつき</td><td>100パーセント</td></tr><tr><td>次の14キロワットにつき</td><td>90パーセント</td></tr><tr><td>次の30キロワットにつき</td><td>80パーセント</td></tr><tr><td>50キロワットをこえる部分につき</td><td>70パーセント</td></tr></table> ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。 (5) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表	最大の入力 のものから	最初の 2 台の入力につき	100パーセント	次の 2 台の入力につき	95パーセント	上記以外のものの入力につき	90パーセント	最初の 6 キロワットにつき	100パーセント	次の14キロワットにつき	90パーセント	次の30キロワットにつき	80パーセント	50キロワットをこえる部分につき	70パーセント	ルトおよび200ボルトとすることがあります。 (3) 契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 (4) 契 約 電 力 イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の (イ) の係数を乗じてえた値の合計に (ロ) の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し、(ロ) の係数を乗じないものといたします。 (イ) 契約負荷設備のうち <table><tr><td rowspan="3">最大の入力 のものから</td><td>最初の 2 台の入力につき</td><td>100パーセント</td></tr><tr><td>次の 2 台の入力につき</td><td>95パーセント</td></tr><tr><td>上記以外のものの入力につき</td><td>90パーセント</td></tr></table> (ロ) (イ)によってえた値の合計のうち <table><tr><td>最初の 6 キロワットにつき</td><td>100パーセント</td></tr><tr><td>次の14キロワットにつき</td><td>90パーセント</td></tr><tr><td>次の30キロワットにつき</td><td>80パーセント</td></tr><tr><td>50キロワットをこえる部分につき</td><td>70パーセント</td></tr></table> ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。 (5) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表	最大の入力 のものから	最初の 2 台の入力につき	100パーセント	次の 2 台の入力につき	95パーセント	上記以外のものの入力につき	90パーセント	最初の 6 キロワットにつき	100パーセント	次の14キロワットにつき	90パーセント	次の30キロワットにつき	80パーセント	50キロワットをこえる部分につき	70パーセント
最大の入力 のものから		最初の 2 台の入力につき	100パーセント																												
		次の 2 台の入力につき	95パーセント																												
	上記以外のものの入力につき	90パーセント																													
最初の 6 キロワットにつき	100パーセント																														
次の14キロワットにつき	90パーセント																														
次の30キロワットにつき	80パーセント																														
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント																														
最大の入力 のものから	最初の 2 台の入力につき	100パーセント																													
	次の 2 台の入力につき	95パーセント																													
	上記以外のものの入力につき	90パーセント																													
最初の 6 キロワットにつき	100パーセント																														
次の14キロワットにつき	90パーセント																														
次の30キロワットにつき	80パーセント																														
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント																														

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）				
動力を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。 (2) 契 約 電 力 契約電力は、低圧電力に準じて定めます。 (3) 料 金 契約電力が、5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。 イ 定額制供給の場合 料金は、次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。 <table border="1" data-bbox="203 762 981 821"> <tr> <td>契約電力1キロワット1日につき</td><td>239円01銭</td></tr> </table> ロ 従量制供給の場合 料金は、19（低圧電力）(5)イおよびロによって算定された金額の20パーセントを割増ししたものに別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。 ハ 力率割引および割増し 力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。 (4) そ の 他 イ 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。 ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。 ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。	契約電力1キロワット1日につき	239円01銭	動力を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。 (2) 契 約 電 力 契約電力は、低圧電力に準じて定めます。 (3) 料 金 契約電力が、5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。 イ 定額制供給の場合 料金は、次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。 <table border="1" data-bbox="1182 762 1960 821"> <tr> <td>契約電力1キロワット1日につき</td><td>239円01銭</td></tr> </table> ロ 従量制供給の場合 料金は、19（低圧電力）(5)イおよびロによって算定された金額の20パーセントを割増ししたものに別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。 ハ 力率割引および割増し 力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。 (4) そ の 他 イ 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。 ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。 ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。	契約電力1キロワット1日につき	239円01銭
契約電力1キロワット1日につき	239円01銭				
契約電力1キロワット1日につき	239円01銭				

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）																
21 農 事 用 電 力 (1) 適 用 範 囲 農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。 (2) 契 約 電 力 契約電力は、低圧電力に準じて定めます。 (3) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。 イ 基 本 料 金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。 なお、1 回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1 年の基本料金の合計は、電気を使用する場合の基本料金の 2 月分（その 1 年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。 <table><tr><td>契約電力 1 キロワットにつき</td><td>815円21銭</td></tr></table> ロ 電 力 量 料 金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。 <table><tr><td></td><td>夏 季 料 金</td><td>その他季料金</td></tr><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>21円86銭</td><td>20円80銭</td></tr></table>	契約電力 1 キロワットにつき	815円21銭		夏 季 料 金	その他季料金	1 キロワット時につき	21円86銭	20円80銭	21 農 事 用 電 力 (1) 適 用 範 囲 農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。 (2) 契 約 電 力 契約電力は、低圧電力に準じて定めます。 (3) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。 イ 基 本 料 金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。 なお、1 回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1 年の基本料金の合計は、電気を使用する場合の基本料金の 2 月分（その 1 年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。 <table><tr><td>契約電力 1 キロワットにつき</td><td>815円21銭</td></tr></table> ロ 電 力 量 料 金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。 <table><tr><td></td><td>夏 季 料 金</td><td>その他季料金</td></tr><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>21円86銭</td><td>20円80銭</td></tr></table>	契約電力 1 キロワットにつき	815円21銭		夏 季 料 金	その他季料金	1 キロワット時につき	21円86銭	20円80銭
契約電力 1 キロワットにつき	815円21銭																
	夏 季 料 金	その他季料金															
1 キロワット時につき	21円86銭	20円80銭															
契約電力 1 キロワットにつき	815円21銭																
	夏 季 料 金	その他季料金															
1 キロワット時につき	21円86銭	20円80銭															

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
ハ 力率割引および割増し 力率割引および割増しは、低圧電力に準ずるものといたします。 (4) そ の 他 イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。 ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。 ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。	ハ 力率割引および割増し 力率割引および割増しは、低圧電力に準ずるものといたします。 (4) そ の 他 イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。 ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。 ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。
Ⅳ 料金の算定および支払い 22 料金の適用開始の時期 料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。	Ⅳ 料金の算定および支払い 22 料金の適用開始の時期 料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。
23 検 針 日 検針日は、次により、当該一般送配電事業者等が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。 (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに当該一般送配電事業者等が行ないます。ただし、当該一般送配電事業者等は、やむをえない事情のある場合は、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。 (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。 (3) 当該一般送配電事業者等は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。 イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合 ロ 非常変災等の場合 ハ その他特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたとき。 (4) (3)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属す	23 検 針 日 検針日は、次により、当該一般送配電事業者等が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。 (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに当該一般送配電事業者等が行ないます。ただし、当該一般送配電事業者等は、やむをえない事情のある場合は、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。 (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。 (3) 当該一般送配電事業者等は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。 イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合 ロ 非常変災等の場合 ハ その他特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたとき。 (4) (3)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属す

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
る検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。 (5) (3)ロまたはハの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。	る検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。 (5) (3)ロまたはハの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。
24 料金の算定期間 (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。 (2) 定額制供給の場合または 25（使用電力量の算定）(4)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。	24 料金の算定期間 (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。 (2) 定額制供給の場合または 25（使用電力量の算定）(4)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。
25 使用電力量の算定 (1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、次の場合および(3)の場合を除き、30分ごとの使用電力量を料金の算定期間（需給契約が消滅した場合は、原則として直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。 イ 23（検針日）(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 なお、計量値を確認するときは、それにより精算いたします。 ロ 23（検針日）(4)の場合、需給開始の日から次の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。 なお、計量値を確認するときは、その値によります。 ハ 23（検針日）(5)の場合の使用電力量は、原則として、前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次の検針	25 使用電力量の算定 (1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、次の場合および(3)の場合を除き、30分ごとの使用電力量を料金の算定期間（需給契約が消滅した場合は、原則として直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。 イ 23（検針日）(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 なお、計量値を確認するときは、それにより精算いたします。 ロ 23（検針日）(4)の場合、需給開始の日から次の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。 なお、計量値を確認するときは、その値によります。 ハ 23（検針日）(5)の場合の使用電力量は、原則として、前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次の検針

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 なお、計量値を確認するときは、それにより精算いたします。 (2) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。 (3) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく算定できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。 (4) 従量制供給のお客さまについて、当該一般送配電事業者等が検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。	の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 なお、計量値を確認するときは、それにより精算いたします。 (2) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。 (3) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく算定できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。 (4) 従量制供給のお客さまについて、当該一般送配電事業者等が検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。
26 料金の算定 (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。 イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合 ロ 契約種別、契約負荷設備、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合 ハ 24（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。 (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。	26 料金の算定 (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。 イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合 ロ 契約種別、契約負荷設備、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合 ハ 24（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。 (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。
27 日割計算 (1) 当社は、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。 イ 基本料金、最低料金、定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表7（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表7（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bの料金適用上の電力量区分については、別表7（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。 ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表7（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。 ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。 (2) 26（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数に	27 日割計算 (1) 当社は、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。 イ 基本料金、最低料金、定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表7（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表7（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bの料金適用上の電力量区分については、別表7（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。 ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表7（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。 ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。 (2) 26（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数に

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
は開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。 また、26（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。 (3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表 7（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 (4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。	は開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。 また、26（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。 (3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表 7（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 (4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。
28 料金の支払義務および支払期日 (1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。 イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23（検針日）(4)の場合の料金または 25（使用電力量の算定）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、25（使用電力量の算定）(3)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。 なお、25（使用電力量の算定）(4)の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。 ロ 定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。 ハ 29（料金その他の支払方法）(6)の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。 ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があって需給契約の消滅日以降に当該一般送配電事業者等が計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。 ホ 農事用電力のお客さまの 1 年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の 2 月分を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は、その検針日といたします。）といたします。 (2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。 (3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、当該一般送配電事業者等が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。 なお、支払期日が日曜日または銀行法15条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。 (4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金	28 料金の支払義務および支払期日 (1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。 イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23（検針日）(4)の場合の料金または 25（使用電力量の算定）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、25（使用電力量の算定）(3)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。 なお、25（使用電力量の算定）(4)の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。 ロ 定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。 ハ 29（料金その他の支払方法）(6)の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。 ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があって需給契約の消滅日以降に当該一般送配電事業者等が計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。 ホ 農事用電力のお客さまの 1 年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の 2 月分を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は、その検針日といたします。）といたします。 (2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。 (3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、当該一般送配電事業者等が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。 なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。 (4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。	の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。
29 料金その他の支払方法 (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、原則として、次により当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。 イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。 ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 (2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。 ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金はその金融機関等に払い込まれたとき。 ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金はそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。 (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法にもとづく弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。 (5) 23（検針日）(4)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。 (6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。 (7) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。 なお、当社は、前受金について利息を付しません。 (8) 臨時電灯、臨時電力および農事用電力については、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合に	29 料金その他の支払方法 (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、原則として、次により当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。 イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。 ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 (2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。 ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金はその金融機関等に払い込まれたとき。 ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金はそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。 (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法にもとづく弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。 (5) 23（検針日）(4)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。 (6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。 (7) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。 なお、当社は、前受金について利息を付しません。 (8) 臨時電灯、臨時電力および農事用電力については、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合に

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
は、これらは使用に先だって支払っていただきます。 なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。 また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。	は、これらは使用に先だって支払っていただきます。 なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。 また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。
30 延 滞 利 息 (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を 29（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。 (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。 なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。 (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。	30 延 滞 利 息 (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を 29（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。 (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。 なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。 (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。
31 保 証 金 (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。 イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合 ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。 (イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合 (ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合 (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。 (3) 当社は、保証金の預かり期間を 2 年以内で設定いたします。 なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて 2 年以内の預かり期間を設定いたします。	31 保 証 金 (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。 イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合 ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。 (イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合 (ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合 (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。 (3) 当社は、保証金の預かり期間を 2 年以内で設定いたします。 なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて 2 年以内の預かり期間を設定いたします。

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。 (5) 当社は、次により、保証金に利息を付します。 イ 利息は、年0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。 ロ 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。 (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。	(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。 (5) 当社は、次により、保証金に利息を付します。 イ 利息は、年0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。 ロ 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。 (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。
V 使用および供給 32 適正契約の保持 当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。	V 使用および供給 32 適正契約の保持 当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。
33 力率の保持 (1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。 (2) 進相用コンデンサは、託送約款等に定めるところを基準として取り付けていただきます。	33 力率の保持 (1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。 (2) 進相用コンデンサは、託送約款等に定めるところを基準として取り付けていただきます。
34 需要場所への立入りによる業務の実施 (1) 当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。 イ 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認	34 需要場所への立入りによる業務の実施 (1) 当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。 イ 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
ロ その他この供給約款によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要な業務 (2) 当該一般送配電事業者等は、36（供給の停止）(2)もしくは(3)により必要な処置を実施するため、または託送約款等に定めるところにより、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。	ロ その他この供給約款によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要な業務 (2) 当該一般送配電事業者等は、36（供給の停止）(2)もしくは(3)により必要な処置を実施するため、または託送約款等に定めるところにより、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。
35 電気の使用にともなうお客さまの協力 (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者等、当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、当該一般送配電事業者等が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。 イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合 ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合 ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合 ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合 ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合 (2) お客さまが発電設備等を当該一般送配電事業者等の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものいたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしたがい、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。	35 電気の使用にともなうお客さまの協力 (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者等、当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、当該一般送配電事業者等が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。 イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合 ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合 ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合 ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合 ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合 (2) お客さまが発電設備等を当該一般送配電事業者等の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものいたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしたがい、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。
36 供給の停止 (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、電気の供給を停止することがあります。 (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当該一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。 イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この供給約款から生ずる金銭債務をい	36 供給の停止 (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、電気の供給を停止することがあります。 (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当該一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。 イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この供給約款から生ずる金銭債務をい

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
います。）を支払われない場合 (3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当該一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合 ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合 ハ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。 ニ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。 ホ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。 ヘ 34（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合 ト お客さまがその他この供給約款に反した場合	います。）を支払われない場合 (3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当該一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合 ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合 ハ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。 ニ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。 ホ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。 ヘ 34（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合 ト お客さまがその他この供給約款に反した場合
37 供給停止の解除 36（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、その事実にもない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われ、かつ、当社に電気の供給の再開を申し出ていただいたときには、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、すみやかに電気の供給を再開いたします。	37 供給停止の解除 36（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、その事実にもない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われ、かつ、当社に電気の供給の再開を申し出ていただいたときには、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、すみやかに電気の供給を再開いたします。
38 供給停止期間中の料金 36（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を 27（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯 A および公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。	38 供給停止期間中の料金 36（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を 27（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯 A および公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。
39 違 約 金 (1) お客さまが 36（供給の停止）(3)イからホまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。 (2) (1)の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で当社が決定した期間といたします。	39 違 約 金 (1) お客さまが 36（供給の停止）(3)イからホまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。 (2) (1)の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で当社が決定した期間といたします。

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
40 供給の中止または使用の制限もしくは中止 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。	40 供給の中止または使用の制限もしくは中止 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
41 制限または中止の料金割引 (1) 当社は、40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって、定額電灯、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。 イ 割引の対象 定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金、従量電灯 A については最低料金および最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。 ロ 割引率 1 月中の制限し、または中止した延べ日数 1 日ごとに 4 パーセントといたします。 ハ 制限または中止延べ日数の計算 延べ日数は、1 日のうち延べ 1 時間以上制限し、または中止した日を 1 日として計算いたします。 (2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当該一般送配電事業者等がお客さまに 3 日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1 月につき 1 日を限って計算に入れません。この場合の 1 月につき 1 日とは、1 暦月の 1 暦日における 1 回の工事による制限または中止の時間といたします。 (3) 臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても (1) および (2) に準じて割引を行ない料金を算定いたします。	41 制限または中止の料金割引 (1) 当社は、40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって、定額電灯、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。 イ 割引の対象 定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金、従量電灯 A については最低料金および最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。 ロ 割引率 1 月中の制限し、または中止した延べ日数 1 日ごとに 4 パーセントといたします。 ハ 制限または中止延べ日数の計算 延べ日数は、1 日のうち延べ 1 時間以上制限し、または中止した日を 1 日として計算いたします。 (2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当該一般送配電事業者等がお客さまに 3 日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1 月につき 1 日を限って計算に入れません。この場合の 1 月につき 1 日とは、1 暦月の 1 暦日における 1 回の工事による制限または中止の時間といたします。 (3) 臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても (1) および (2) に準じて割引を行ない料金を算定いたします。
42 損害賠償の免責 (1) 40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の	42 損害賠償の免責 (1) 40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
責めを負いません。 (2) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 48（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。	責めを負いません。 (2) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 48（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
43 設備の賠償 (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。 イ 修理可能の場合 修理費 ロ 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額 (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。	43 設備の賠償 (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。 イ 修理可能の場合 修理費 ロ 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額 (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。
VI 契約の変更および終了	VI 契約の変更および終了
44 需給契約の変更 お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。	44 需給契約の変更 お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。
45 名義の変更 相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。	45 名義の変更 相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
46 需給契約の廃止 (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。 当該一般送配電事業者等は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。 (2) 需給契約は、48（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。 ロ 当社または当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。	46 需給契約の廃止 (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。 当該一般送配電事業者等は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。 (2) 需給契約は、48（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。 ロ 当社または当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。
47 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算 お客さま（定額電灯、従量電灯 A、臨時電灯、公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。 (1) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合 イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 ロ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について、当社が、当該一般送配電事業者等から託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。 (2) 契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合 イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差	47 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算 お客さま（定額電灯、従量電灯 A、臨時電灯、公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。 (1) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合 イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 ロ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について、当社が、当該一般送配電事業者等から託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。 (2) 契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合 イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
額を申し受けます。 なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといいたします。 ロ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、当社が、当該一般送配電事業者等から託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。 (3) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合 イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといいたします。 ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、当社が、当該一般送配電事業者等から託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。 (4) 契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合 イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといいたします。 ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、当社が、当該一般送配電事業者等から託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。	額を申し受けます。 なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといいたします。 ロ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、当社が、当該一般送配電事業者等から託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。 (3) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合 イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといいたします。 ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、当社が、当該一般送配電事業者等から託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。 (4) 契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合 イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといいたします。 ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、当社が、当該一般送配電事業者等から託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
48 解 約 等 (1) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。 なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。 (2) お客さまが、46（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社および当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものいたします。	48 解 約 等 (1) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。 なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。 (2) お客さまが、46（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社および当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものいたします。
49 需給契約消滅後の債権債務関係 需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。	49 需給契約消滅後の債権債務関係 需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。
Ⅶ 供給方法、工事および工事費の負担 50 供給方法および工事 (1) 電気の需給地点は、当該一般送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。 (2) その他の供給方法および工事は、託送約款等に定めるところによるものいたします。	Ⅶ 供給方法、工事および工事費の負担 50 供給方法および工事 (1) 電気の需給地点は、当該一般送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。 (2) その他の供給方法および工事は、託送約款等に定めるところによるものいたします。
51 工事費負担金等の申受けおよび精算 (1) 当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等（以下「工事費負担金等」といいます。）の請求を受けた場合は、当社は、その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。 (2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。 (3) 当該一般送配電事業者等から工事完成後、工事費負担金等の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等をすみやかに精算するものいたします。 (4) 託送約款等に定めるところにより、当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。	51 工事費負担金等の申受けおよび精算 (1) 当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等（以下「工事費負担金等」といいます。）の請求を受けた場合は、当社は、その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。 (2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。 (3) 当該一般送配電事業者等から工事完成後、工事費負担金等の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等をすみやかに精算するものいたします。 (4) 託送約款等に定めるところにより、当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
(5) お客様の都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で、当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。	(5) お客様の都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で、当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。
Ⅷ 保 安 52 保安の責任 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、需給地点に至るまでの供給設備（当該一般送配電事業者等が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物について、保安の責任を負います。	Ⅷ 保 安 52 保安の責任 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、需給地点に至るまでの供給設備（当該一般送配電事業者等が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物について、保安の責任を負います。
53 調 査 当該一般送配電事業者等は、法令および託送約款等に定めるところにより、お客様の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。 なお、係員は、所定の証明書を提示いたします。	53 調 査 当該一般送配電事業者等は、法令および託送約款等に定めるところにより、お客様の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。 なお、係員は、所定の証明書を提示いたします。
54 調査に対するお客様の協力 (1) お客様が電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社、当該一般送配電事業者等または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。 (2) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、53（調査）により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客様の承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。	54 調査に対するお客様の協力 (1) お客様が電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社、当該一般送配電事業者等または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。 (2) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、53（調査）により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客様の承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。
55 保安に対するお客様の協力 (1) 託送約款等に定めるところにより、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合には、当該一般送配電事業者等は、ただちに適当な処置をいたします。 イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ お客さまが、お客様の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状も	55 保安に対するお客様の協力 (1) 託送約款等に定めるところにより、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合には、当該一般送配電事業者等は、ただちに適当な処置をいたします。 イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ お客さまが、お客様の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状も

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
しくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合 (2) お客さまが当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当該一般送配電事業者等は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。	しくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合 (2) お客さまが当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当該一般送配電事業者等は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
56 自家用電気工作物 お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、この供給約款のうち次のものは、適用いたしません。 (1) 53（調査） (2) 54（調査に対するお客さまの協力）	56 自家用電気工作物 お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、この供給約款のうち次のものは、適用いたしません。 (1) 53（調査） (2) 54（調査に対するお客さまの協力）
附 則 1 この供給約款の実施期日 この供給約款は、2025年4月1日から実施いたします。	附 則 1 この供給約款の実施期日 この供給約款は、<u>2026年11月1日</u>から実施いたします。
2 料金（口座振替割引契約）についての特別措置 (1) 適用範囲 定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力または農事用電力として電気の供給を受けるお客さまで、お客さまが(4)に定める方法によって料金を支払っていただくことが可能であり、かつ、お客さまが口座振替割引契約の適用を希望される場合に、当分の間、適用いたします。 (2) 契約の成立 口座振替割引契約は、お客さまの申込みを当社が承諾し、かつ、お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了し当社に通知したときに成立いたします。 なお、この場合、当社は契約成立の旨をお客さまにお知らせいたします。 (3) 料金 イ 各月の料金は、次の算式により算定された金額からロの口座振替割引額を差し引いたものに再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。ただし、次の算式により算定された金額が、口座振替割引額	2 料金（口座振替割引契約）についての特別措置 (1) 適用範囲 定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力または農事用電力として電気の供給を受けるお客さまで、お客さまが(4)に定める方法によって料金を支払っていただくことが可能であり、かつ、お客さまが口座振替割引契約の適用を希望される場合に、当分の間、適用いたします。 (2) 契約の成立 口座振替割引契約は、お客さまの申込みを当社が承諾し、かつ、お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了し当社に通知したときに成立いたします。 なお、この場合、当社は契約成立の旨をお客さまにお知らせいたします。 (3) 料金 イ 各月の料金は、次の算式により算定された金額からロの口座振替割引額を差し引いたものに再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。ただし、次の算式により算定された金額が、口座振替割引額

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）				
を下回る場合の口座振替割引額は次の算式により算定された金額と同額といたします。 定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，低圧電力，臨時電力 または農事用電力によって料金として算定された金額 － 再生可能エネルギー発電促進賦課金 として算定された金額 ロ 口座振替割引額 口座振替割引額は，１月につき次のとおりといたします。 <table border="1" data-bbox="226 480 878 549"> <tr> <td>1 契約につき</td><td>55円00銭</td></tr> </table> ただし，次の場合には口座振替割引を適用いたしません。 (イ) その１月の料金の支払義務発生日の前月の支払義務発生日に発生した料金の支払方法等が，(4)によって行なわれていない場合のその１月の料金 (ロ) その１月の料金の支払義務発生日に発生した料金が，(4)イ(イ)によって支払われない場合のその１月の料金 (ハ) 需給契約消滅日の前日を料金の算定期間を含むその１月の料金 (4) 料金の支払方法等 料金の支払方法等は，次のいずれにも該当する方法で行なっていただきます。 イ 料金の支払方法 (イ) お客さまが指定する金融機関等の口座から当社の口座へ毎月継続的に振り替える（以下「口座振替」といいます。）こと。 (ロ) 当社の口座への振替が毎月１回目の請求で完了すること。 ロ 料金の振替結果のお知らせ (イ) 定額制供給または農事用電力の契約に適用する場合は，電気料金の振替結果の通知を原則として年１回当社の指定した月に当社指定の様式で行なうこと。ただし，年の途中で契約が廃止された場合については振替結果の通知をいたしません。 (ロ) 定額制供給および農事用電力を除く契約に適用する場合は，電気料金の振替結果の通知を原則として翌月の検針結果のお知らせ時に当社指定の様式で行なうこと。 (5) そ の 他 口座振替割引契約を適用する場合は，当社は口座振替による料金収納ができなかった場合を除き，請求書の発行はいたしません。	1 契約につき	55円00銭	を下回る場合の口座振替割引額は次の算式により算定された金額と同額といたします。 定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，低圧電力，臨時電力 または農事用電力によって料金として算定された金額 － 再生可能エネルギー発電促進賦課金 として算定された金額 ロ 口座振替割引額 口座振替割引額は，１月につき次のとおりといたします。 <table border="1" data-bbox="1207 480 1859 549"> <tr> <td>1 契約につき</td><td>55円00銭</td></tr> </table> ただし，次の場合には口座振替割引を適用いたしません。 (イ) その１月の料金の支払義務発生日の前月の支払義務発生日に発生した料金の支払方法等が，(4)によって行なわれていない場合のその１月の料金 (ロ) その１月の料金の支払義務発生日に発生した料金が，(4)イ(イ)によって支払われない場合のその１月の料金 (ハ) 需給契約消滅日の前日を料金の算定期間を含むその１月の料金 (4) 料金の支払方法等 料金の支払方法等は，次のいずれにも該当する方法で行なっていただきます。 イ 料金の支払方法 (イ) お客さまが指定する金融機関等の口座から当社の口座へ毎月継続的に振り替える（以下「口座振替」といいます。）こと。 (ロ) 当社の口座への振替が毎月１回目の請求で完了すること。 ロ 料金の振替結果のお知らせ (イ) 定額制供給または農事用電力の契約に適用する場合は，電気料金の振替結果の通知を原則として年１回当社の指定した月に当社指定の様式で行なうこと。ただし，年の途中で契約が廃止された場合については振替結果の通知をいたしません。 (ロ) 定額制供給および農事用電力を除く契約に適用する場合は，電気料金の振替結果の通知を原則として翌月の検針結果のお知らせ時に当社指定の様式で行なうこと。 (5) そ の 他 口座振替割引契約を適用する場合は，当社は口座振替による料金収納ができなかった場合を除き，請求書の発行はいたしません。	1 契約につき	55円00銭
1 契約につき	55円00銭				
1 契約につき	55円00銭				
3 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い (1) 従量電灯のお客さまで，共同住宅（１建物に２以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所	3 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い (1) 従量電灯のお客さまで，共同住宅（１建物に２以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所				

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）						変更後（2026 年 11 月 1 日実施）																																																																							
となりえないため、1 需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、(2)により算定いたします。 なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。 イ 1 建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。 ロ 1 建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。 (2) 料金は、16（従量電灯）(1)ニおよび(2)ホにかかわらず、各戸ごとに従量電灯 A を適用したものとみなして、1 月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。																																																																													
4 農事用電力（脱穀調整用電力）のお客さまについての特別措置 この供給約款実施の際現に変更前の特定小売供給約款附則 4（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け、脱穀調整用電力を毎年、一定期間を限り、30 日以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。 (1) 契 約 電 力 契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。 (2) 料 金 料金は、1 年（毎年 4 月 1 日から起算いたします。）につき次によって算定された金額および定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 <table><tr><th>契約電力 契約 使用期間</th><th>0.5キロ ワット</th><th>1 キロ ワット</th><th>2 キロ ワット</th><th>3 キロ ワット</th><th>3キロワットをこ え 1キロワットを 増すごとに</th></tr><tr><td>最初の30日まで</td><td>4,384円90銭</td><td>6,554円08銭</td><td>10,848円77銭</td><td>15,163円25銭</td><td>4,189円08銭</td></tr><tr><td>30日をこえる 1 日につき</td><td>47円56銭</td><td>80円82銭</td><td>169円34銭</td><td>255円66銭</td><td>89円62銭</td></tr></table> ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。この場合、基準単価は、次のとおりといたします。 <table><tr><th>契約電力</th><th>0.5キロ ワット</th><th>1 キロ ワット</th><th>2 キロ ワット</th><th>3 キロ ワット</th><th>3キロワットをこ え 1キロワットを 増すごとに</th></tr><tr><td>1 日につき</td><td>25銭3厘</td><td>50銭6厘</td><td>1円01銭3厘</td><td>1円51銭9厘</td><td>50銭6厘</td></tr></table>												契約電力 契約 使用期間	0.5キロ ワット	1 キロ ワット	2 キロ ワット	3 キロ ワット	3キロワットをこ え 1キロワットを 増すごとに	最初の30日まで	4,384円90銭	6,554円08銭	10,848円77銭	15,163円25銭	4,189円08銭	30日をこえる 1 日につき	47円56銭	80円82銭	169円34銭	255円66銭	89円62銭	契約電力	0.5キロ ワット	1 キロ ワット	2 キロ ワット	3 キロ ワット	3キロワットをこ え 1キロワットを 増すごとに	1 日につき	25銭3厘	50銭6厘	1円01銭3厘	1円51銭9厘	50銭6厘	4 農事用電力（脱穀調整用電力）のお客さまについての特別措置 この供給約款実施の際現に変更前の特定小売供給約款附則 4（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け、脱穀調整用電力を毎年、一定期間を限り、30 日以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。 (1) 契 約 電 力 契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。 (2) 料 金 料金は、1 年（毎年 4 月 1 日から起算いたします。）につき次によって算定された金額および定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 <table><tr><th>契約電力 契約 使用期間</th><th>0.5キロ ワット</th><th>1 キロ ワット</th><th>2 キロ ワット</th><th>3 キロ ワット</th><th>3キロワットをこ え 1キロワットを 増すごとに</th></tr><tr><td>最初の30日まで</td><td>4,384円90銭</td><td>6,554円08銭</td><td>10,848円77銭</td><td>15,163円25銭</td><td>4,189円08銭</td></tr><tr><td>30日をこえる 1 日につき</td><td>47円56銭</td><td>80円82銭</td><td>169円34銭</td><td>255円66銭</td><td>89円62銭</td></tr></table> ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。この場合、基準単価は、次のとおりといたします。 <table><tr><th>契約電力</th><th>0.5キロ ワット</th><th>1 キロ ワット</th><th>2 キロ ワット</th><th>3 キロ ワット</th><th>3キロワットをこ え 1キロワットを 増すごとに</th></tr><tr><td>1 日につき</td><td>25銭3厘</td><td>50銭6厘</td><td>1円01銭3厘</td><td>1円51銭9厘</td><td>50銭6厘</td></tr></table>						契約電力 契約 使用期間	0.5キロ ワット	1 キロ ワット	2 キロ ワット	3 キロ ワット	3キロワットをこ え 1キロワットを 増すごとに	最初の30日まで	4,384円90銭	6,554円08銭	10,848円77銭	15,163円25銭	4,189円08銭	30日をこえる 1 日につき	47円56銭	80円82銭	169円34銭	255円66銭	89円62銭	契約電力	0.5キロ ワット	1 キロ ワット	2 キロ ワット	3 キロ ワット	3キロワットをこ え 1キロワットを 増すごとに	1 日につき	25銭3厘	50銭6厘	1円01銭3厘	1円51銭9厘	50銭6厘
契約電力 契約 使用期間	0.5キロ ワット	1 キロ ワット	2 キロ ワット	3 キロ ワット	3キロワットをこ え 1キロワットを 増すごとに																																																																								
最初の30日まで	4,384円90銭	6,554円08銭	10,848円77銭	15,163円25銭	4,189円08銭																																																																								
30日をこえる 1 日につき	47円56銭	80円82銭	169円34銭	255円66銭	89円62銭																																																																								
契約電力	0.5キロ ワット	1 キロ ワット	2 キロ ワット	3 キロ ワット	3キロワットをこ え 1キロワットを 増すごとに																																																																								
1 日につき	25銭3厘	50銭6厘	1円01銭3厘	1円51銭9厘	50銭6厘																																																																								
契約電力 契約 使用期間	0.5キロ ワット	1 キロ ワット	2 キロ ワット	3 キロ ワット	3キロワットをこ え 1キロワットを 増すごとに																																																																								
最初の30日まで	4,384円90銭	6,554円08銭	10,848円77銭	15,163円25銭	4,189円08銭																																																																								
30日をこえる 1 日につき	47円56銭	80円82銭	169円34銭	255円66銭	89円62銭																																																																								
契約電力	0.5キロ ワット	1 キロ ワット	2 キロ ワット	3 キロ ワット	3キロワットをこ え 1キロワットを 増すごとに																																																																								
1 日につき	25銭3厘	50銭6厘	1円01銭3厘	1円51銭9厘	50銭6厘																																																																								

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
(3) 支払義務発生日 料金の支払義務発生日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、最初の30日までの料金の支払義務発生日は、契約使用開始日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。 (4) その他の事項については、本則の農事用電力に準ずるものといたします。	(3) 支払義務発生日 料金の支払義務発生日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、最初の30日までの料金の支払義務発生日は、契約使用開始日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。 (4) その他の事項については、本則の農事用電力に準ずるものといたします。
5 災害救助法が適用された場合等の特別措置 <u>2025 年 4 月 1 日以降</u>に当社の供給区域において災害が発生し、原則として災害発生日から 1 年以内に、当社の供給区域内の地域が災害救助法第 2 条第 3 項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合、または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 2 条第 1 項に定める激甚災害として指定され、当社の供給区域内の地域がその対象地域となった場合で、災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から 6 月後の月の末日までに、当該災害により被害を受けたお客さま（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域のお客さまに限りま す。）の需要場所に係る需給契約についてお客さまからこの特別措置の適用の申出があるときの電気料金その他の供給条件は次のとおりといたします。 なお、当社は、お客さまからこの特別措置の適用の申出を受けた場合、<u>原則として</u>、罹災証明書等を提出していただきます。 (1) 災害により被害を受けたお客さまの料金について、災害発生日が属する月の前月の料金の支払期日（支払期日が災害発生日以降となるものに限りま す。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を、それぞれ 1 か月延長いたします。 (2) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には、お客さまの料金を、26（料金の算定）にかかわらず、災害発生日が属する料金計算月の次の料金計算月から 6 月に限り、免除いたします。 (3) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、次のいずれかに該当する場合、51（工事費負担金等の申受けおよび精算）にかかわらず、工事費負担金等の申受けについては、託送約款等によるものといたします。 イ 災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用されず、需給契約を廃止された後、お客さまが新たに当該需要場所にて災害発生日が属する月の 6 月後の月の末日までに需給契約の申込みを行なわれた場合で、かつ、その申込みが災害により被害を受けたときの当該需要場所における契約容量等をこえない場合 ロ 再建等のため、お客さまが新たに当該需要場所にて災害発生日が属する月の 6 月後の月の末日までに臨時電灯または臨時電力の需給契約の申込みを行なわれた場合 ハ 再建等のため、お客さまが災害発生日が属する月の 6 月後の月の末日までに引込線、計量器、その付属装置、区分装置および通信設備等の取付位置の変更の申	5 災害救助法が適用された場合等の特別措置 当社の供給区域において災害が発生し、原則として災害発生日から 1 年以内に、当社の供給区域内の地域が災害救助法第 2 条第 3 項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合、または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 2 条第 1 項に定める激甚災害として指定され、当社の供給区域内の地域がその対象地域となった場合で、災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から 6 月後の月の末日までに、当該災害により被害を受けたお客さま（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域のお客さまに限りま す。）の需要場所に係る需給契約についてお客さまからこの特別措置の適用の申出があるときの電気料金その他の供給条件は次のとおりといたします。 なお、当社は、お客さまからこの特別措置の適用の申出を受けた場合、<u>必要に応じて</u>、罹災証明書等を提出していただきます。 (1) 災害により被害を受けたお客さまの料金について、災害発生日が属する月の前月の料金の支払期日（支払期日が災害発生日以降となるものに限りま す。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を、それぞれ 1 か月延長いたします。 (2) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には、お客さまの料金を、26（料金の算定）にかかわらず、災害発生日が属する料金計算月の次の料金計算月から 6 月に限り、免除いたします。 (3) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、次のいずれかに該当する場合、51（工事費負担金等の申受けおよび精算）にかかわらず、工事費負担金等の申受けについては、託送約款等によるものといたします。 イ 災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用されず、需給契約を廃止された後、お客さまが新たに当該需要場所にて災害発生日が属する月の 6 月後の月の末日までに需給契約の申込みを行なわれた場合で、かつ、その申込みが災害により被害を受けたときの当該需要場所における契約容量等をこえない場合 ロ 再建等のため、お客さまが新たに当該需要場所にて災害発生日が属する月の 6 月後の月の末日までに臨時電灯または臨時電力の需給契約の申込みを行なわれた場合 ハ 再建等のため、お客さまが災害発生日が属する月の 6 月後の月の末日までに引込線、計量器、その付属装置、区分装置および通信設備等の取付位置の変更の申

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
込みを行なわれた場合で、かつ、その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一である場合 (4) 災害により被害を受けた従量電灯 B、臨時電灯 C、公衆街路灯 C、低圧電力、臨時電力、農事用電力のお客さまの需要場所において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、26（料金の算定）にかかわらず、災害発生日が属する月から 6 月後の月の末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を申し受けません。 (5) その他の事項については、本則に準ずるものといたします。	込みを行なわれた場合で、かつ、その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一である場合 (4) 災害により被害を受けた従量電灯 B、臨時電灯 C、公衆街路灯 C、低圧電力、臨時電力、農事用電力のお客さまの需要場所において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、26（料金の算定）にかかわらず、災害発生日が属する月から 6 月後の月の末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を申し受けません。 (5) その他の事項については、本則に準ずるものといたします。
別 表	別 表
1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。 (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。 (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。 なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。 (イ) 定額制供給の場合 a 定額電灯および公衆街路灯 A 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める	1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。 (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。 (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。 なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。 (イ) 定額制供給の場合 a 定額電灯および公衆街路灯 A 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。 b 臨時電灯 A および臨時電力 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。 (ロ) 従量制供給の場合 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A、臨時電灯 B および公衆街路灯 B のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。 なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の11キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。 ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。 (イ) (ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。 (ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。	再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。 b 臨時電灯 A および臨時電力 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。 (ロ) 従量制供給の場合 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A、臨時電灯 B および公衆街路灯 B のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。 なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の11キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。 ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。 (イ) (ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。 (ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。
2 燃料費調整 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格＝$A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$	2 燃料費調整 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格＝$A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）																
A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.0875$ $\beta = 0.0770$ $\gamma = 1.1770$ なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 ロ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合 $\text{燃料費調整単価} = (80,000 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$ (ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,000 円を上回り、かつ、120,000 円以下の場合 $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,000 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$ (ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 120,000 円を上回る場合 平均燃料価格は、120,000 円といたします。 $\text{燃料費調整単価} = (120,000 \text{ 円} - 80,000 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$ ハ 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 (イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>平均燃料価格算定期間</th><th>燃料費調整単価適用期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間</td><td>その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間</td><td>その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間</td><td>その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間</td></tr> </tbody> </table>	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間	毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間	毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間	A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.0875$ $\beta = 0.0770$ $\gamma = 1.1770$ なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 ロ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合 $\text{燃料費調整単価} = (80,000 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$ (ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,000 円を上回り、かつ、120,000 円以下の場合 $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,000 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$ (ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 120,000 円を上回る場合 平均燃料価格は、120,000 円といたします。 $\text{燃料費調整単価} = (120,000 \text{ 円} - 80,000 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$ ハ 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 (イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>平均燃料価格算定期間</th><th>燃料費調整単価適用期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間</td><td>その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間</td><td>その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間</td></tr> <tr> <td>毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間</td><td>その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間</td></tr> </tbody> </table>	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間	毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間	毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間																
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間																
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間																
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間																
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間																
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間																
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間																
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間																

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）

毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日 までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日 の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日 までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日 の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日 までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日 の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日 までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日 の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日 までの期間	その年の 12 月の検針日から 翌年の 1 月の 検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日 までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の 前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日 までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の 前日までの期間
毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の 前日までの期間
毎年 12 月 1 日から 翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が うるう年となる場合は、翌 年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の 前日までの期間

変更後（2026 年 11 月 1 日実施）

毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日 までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日 の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日 までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日 の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日 までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日 の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日 までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日 の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日 までの期間	その年の 12 月の検針日から 翌年の 1 月の 検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日 までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の 前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日 までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の 前日までの期間
毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の 前日までの期間
毎年 12 月 1 日から 翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が うるう年となる場合は、翌 年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の 前日までの期間

（ロ） 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、（イ）に準ずるものといたします。この場合、（イ）にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、（イ）にいう検針日は、応当日といたします。

ニ 燃料費調整額

（イ） 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯 A および臨時電力

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

（ロ） 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A、臨時電灯 B および公衆街路灯 B のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、 1 契約につき最初の 11 キロワット時までの

（ロ） 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、（イ）に準ずるものといたします。この場合、（イ）にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、（イ）にいう検針日は、応当日といたします。

ニ 燃料費調整額

（イ） 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯 A および臨時電力

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

（ロ） 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A、臨時電灯 B および公衆街路灯 B のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、 1 契約につき最初の 11 キロワット時までの

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）			変更後（2026 年 11 月 1 日実施）		
最低料金が適用される電力量をいいます。			最低料金が適用される電力量をいいます。		
(2) 基 準 単 価 基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。			(2) 基 準 単 価 基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。		
イ 定額制供給の場合			イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A 基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。			(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A 基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。		
電 灯	10ワットまでの 1 灯につき	59銭8厘	電 灯	10ワットまでの 1 灯につき	59銭8厘
	10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	1円19銭7厘		10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	1円19銭7厘
	20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	2円39銭3厘		20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	2円39銭3厘
	40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	3円58銭9厘		40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	3円58銭9厘
	60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	5円98銭2厘		60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	5円98銭2厘
	100ワットをこえる 1 灯につき50ワットまで ごとに	2円99銭1厘		100ワットをこえる 1 灯につき50ワットまで ごとに	2円99銭1厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1円78銭6厘	小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1円78銭6厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの 1 機器につき	3円57銭3厘		50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの 1 機器につき	3円57銭3厘
	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50ボルトアンペアまでごとに	1円78銭6厘		100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50ボルトアンペアまでごとに	1円78銭6厘
(ロ) 臨 時 電 灯 A 基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。			(ロ) 臨 時 電 灯 A 基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合		4銭8厘	総容量が50ボルトアンペアまでの場合		4銭8厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの場合		9銭7厘	総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの場合		9銭7厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペア までの場合100ボルトアンペアまでごとに		9銭7厘	総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペア までの場合100ボルトアンペアまでごとに		9銭7厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペア までの場合		96銭4厘	総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペア までの場合		96銭4厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペア までの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに		96銭4厘	総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペア までの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに		96銭4厘
(ハ) 臨 時 電 力 基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの			(ハ) 臨 時 電 力 基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの		

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）																				
場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。 <table><tr><td>契約電力 1 キロワット 1 日につき</td><td>1円01銭3厘</td></tr></table> ロ 従量制供給の場合 (イ) 従量電灯 A，臨時電灯 B および公衆街路灯 B 基準単価は、次のとおりといたします。 <table><tr><td>最低料金</td><td>1 契約につき最初の11キロワット時まで</td><td>1円69銭4厘</td></tr><tr><td>電力量料金</td><td>上記をこえる 1 キロワット時につき</td><td>15銭4厘</td></tr></table> (ロ) (イ) 以外の場合 基準単価は、次のとおりといたします。 <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>15銭4厘</td></tr></table> (3) 燃料費調整単価等の揭示 当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格， 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格， 1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を，インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。	契約電力 1 キロワット 1 日につき	1円01銭3厘	最低料金	1 契約につき最初の11キロワット時まで	1円69銭4厘	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	15銭4厘	1 キロワット時につき	15銭4厘	場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。 <table><tr><td>契約電力 1 キロワット 1 日につき</td><td>1円01銭3厘</td></tr></table> ロ 従量制供給の場合 (イ) 従量電灯 A，臨時電灯 B および公衆街路灯 B 基準単価は、次のとおりといたします。 <table><tr><td>最低料金</td><td>1 契約につき最初の11キロワット時まで</td><td>1円69銭4厘</td></tr><tr><td>電力量料金</td><td>上記をこえる 1 キロワット時につき</td><td>15銭4厘</td></tr></table> (ロ) (イ) 以外の場合 基準単価は、次のとおりといたします。 <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>15銭4厘</td></tr></table> (3) 燃料費調整単価等の揭示 当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格， 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格， 1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を，インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。	契約電力 1 キロワット 1 日につき	1円01銭3厘	最低料金	1 契約につき最初の11キロワット時まで	1円69銭4厘	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	15銭4厘	1 キロワット時につき	15銭4厘
契約電力 1 キロワット 1 日につき	1円01銭3厘																				
最低料金	1 契約につき最初の11キロワット時まで	1円69銭4厘																			
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	15銭4厘																			
1 キロワット時につき	15銭4厘																				
契約電力 1 キロワット 1 日につき	1円01銭3厘																				
最低料金	1 契約につき最初の11キロワット時まで	1円69銭4厘																			
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	15銭4厘																			
1 キロワット時につき	15銭4厘																				
3 契約負荷設備の総容量の算定 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。 (1) 電気機器の数が差込口の数を上回る場合 差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合，最大の入力の電気機器から順次対象といたします。 (2) 電気機器の数が差込口の数を下回る場合 電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。 イ 住宅，アパート，寮，病院，学校および寺院 1 差込口につき 50ボルトアンペア ロ イ 以外の場合 1 差込口につき 100ボルトアンペア	3 契約負荷設備の総容量の算定 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。 (1) 電気機器の数が差込口の数を上回る場合 差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合，最大の入力の電気機器から順次対象といたします。 (2) 電気機器の数が差込口の数を下回る場合 電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。 イ 住宅，アパート，寮，病院，学校および寺院 1 差込口につき 50ボルトアンペア ロ イ 以外の場合 1 差込口につき 100ボルトアンペア																				

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）

4 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ けい 光 灯

	換 算 容 量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×150パーセント	管灯の定格消費電力(ワット) ×125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×200パーセント	

ロ ネオン管灯

2 次電圧（ボルト）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ（ミリメートル）	換 算 容 量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999以下	40	40
1,149 〃	60	60

変更後（2026 年 11 月 1 日実施）

4 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ けい 光 灯

	換 算 容 量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×150パーセント	管灯の定格消費電力(ワット) ×125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×200パーセント	

ロ ネオン管灯

2 次電圧（ボルト）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ（ミリメートル）	換 算 容 量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999以下	40	40
1,149 〃	60	60

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）

1, 556 "	70	70
1, 759 "	80	80
2, 368 "	100	100

ニ 水 銀 灯

出力（ワット）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60 "	80	170	70
80 "	100	190	90
100 "	150	200	130
125 "	160	290	145
200 "	250	400	230
250 "	300	500	270
300 "	350	550	325
400 "	500	750	435
700 "	800	1, 200	735
1, 000 "	1, 200	1, 750	1, 005

(2) 誘 導 電 動 機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力（ワット）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	

変更後（2026 年 11 月 1 日実施）

1, 556 "	70	70
1, 759 "	80	80
2, 368 "	100	100

ニ 水 銀 灯

出力（ワット）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60 "	80	170	70
80 "	100	190	90
100 "	150	200	130
125 "	160	290	145
200 "	250	400	230
250 "	300	500	270
300 "	350	550	325
400 "	500	750	435
700 "	800	1, 200	735
1, 000 "	1, 200	1, 750	1, 005

(2) 誘 導 電 動 機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力（ワット）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）

	35以下	—	160	出力（ワット） × 133.0パーセント
	45 "	—	180	
	65 "	—	230	
	100 "	250	350	
	200 "	400	550	
	400 "	600	850	
	550 "	900	1,200	
	750 "	1,000	1,400	

ロ 3相誘導電動機

3相誘導電動機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

(イ) 馬力表示の場合

入力(キロワット) = 出力(馬力) ×93.3 パーセント

(ロ) キロワット表示の場合

入力(キロワット) = 出力(キロワット) ×125.0 パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 (携帯型および 移動型を 含みます。)	最高定格 管 電 圧 (キボ ^ル トビ ^ー ク)	管 電 流 (短時間定格電流) (リアンペ ^ア)	換算容量(入力) (キボ ^ル トアンペ ^ア)	
治療用装置			定格1次最大 入力(キボ ^ル トアンペ ^ア)の値と いたします。	
診察用装置	95キボ ^ル トビ ^ー ク以下	20リアンペ ^ア 以下	1	
		20リアンペ ^ア 超過	30リアンペ ^ア 以下	1.5
		30 "	50 "	2
		50 "	100 "	3
		100 "	200 "	4
		200 "	300 "	5
		300 "	500 "	7.5
		500 "	1,000 "	10

変更後（2026 年 11 月 1 日実施）

	35以下	—	160	出力（ワット） × 133.0パーセント
	45 "	—	180	
	65 "	—	230	
	100 "	250	350	
	200 "	400	550	
	400 "	600	850	
	550 "	900	1,200	
	750 "	1,000	1,400	

ロ 3相誘導電動機

3相誘導電動機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

(イ) 馬力表示の場合

入力(キロワット) = 出力(馬力) ×93.3 パーセント

(ロ) キロワット表示の場合

入力(キロワット) = 出力(キロワット) ×125.0 パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 (携帯型および 移動型を 含みます。)	最高定格 管 電 圧 (キボ ^ル トビ ^ー ク)	管 電 流 (短時間定格電流) (リアンペ ^ア)	換算容量(入力) (キボ ^ル トアンペ ^ア)	
治療用装置			定格1次最大 入力(キボ ^ル トアンペ ^ア)の値と いたします。	
診察用装置	95キボ ^ル トビ ^ー ク以下	20リアンペ ^ア 以下	1	
		20リアンペ ^ア 超過	30リアンペ ^ア 以下	1.5
		30 "	50 "	2
		50 "	100 "	3
		100 "	200 "	4
		200 "	300 "	5
		300 "	500 "	7.5
		500 "	1,000 "	10

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）			
	95キロボルトビーク超過 100キロボルトビーク以下	200ミアンペア以下	5
		200ミアンペア超過 300ミアンペア以下	6
		300 " 500 "	8
		500 " 1, 000 "	13. 5
	100キロボルトビーク超過 125キロボルトビーク以下	500ミアンペア以下	9. 5
		500ミアンペア超過 1, 000ミアンペア以下	16
	125キロボルトビーク超過 150キロボルトビーク以下	500ミアンペア以下	11
		500ミアンペア超過 1, 000ミアンペア以下	19. 5
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0. 75マイクロファラッド` 以下		1
	0. 75マイクロファラッド` 超過                      1. 5    マイクロファラッド` "		2
	1. 5 マイクロファラッド`    "                      3    マイクロファラッド` "		3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合
入力(キロワット)＝ 最大定格1次入力（キロボルトアンペア）×70 パーセント

ロ イ以外の場合
入力(キロワット)＝ 実測した1次入力（キロボルトアンペア）×70 パーセント

(5) そ の 他

イ (1), (2), (3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1 契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

変更後（2026 年 11 月 1 日実施）			
	95キロボルトビーク超過 100キロボルトビーク以下	200ミアンペア以下	5
		200ミアンペア超過 300ミアンペア以下	6
		300 " 500 "	8
		500 " 1, 000 "	13. 5
	100キロボルトビーク超過 125キロボルトビーク以下	500ミアンペア以下	9. 5
		500ミアンペア超過 1, 000ミアンペア以下	16
	125キロボルトビーク超過 150キロボルトビーク以下	500ミアンペア以下	11
		500ミアンペア超過 1, 000ミアンペア以下	19. 5
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0. 75マイクロファラッド` 以下		1
	0. 75マイクロファラッド` 超過                      1. 5    マイクロファラッド` "		2
	1. 5 マイクロファラッド`    "                      3    マイクロファラッド` "		3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合
入力(キロワット)＝ 最大定格1次入力（キロボルトアンペア）×70 パーセント

ロ イ以外の場合
入力(キロワット)＝ 実測した1次入力（キロボルトアンペア）×70 パーセント

(5) そ の 他

イ (1), (2), (3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1 契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

5 加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{100}{\text{パーセント}} \times \left(\frac{\text{電熱器}}{\text{総容量}} \right) + \frac{90}{\text{パーセント}} \times \left(\frac{\text{力率90パーセントの機器総容量}}{\text{の機器総容量}} \right) + \frac{80}{\text{パーセント}} \times \left(\frac{\text{力率80パーセントの機器総容量}}{\text{の機器総容量}} \right)$$

5 加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{100}{\text{パーセント}} \times \left(\frac{\text{電熱器}}{\text{総容量}} \right) + \frac{90}{\text{パーセント}} \times \left(\frac{\text{力率90パーセントの機器総容量}}{\text{の機器総容量}} \right) + \frac{80}{\text{パーセント}} \times \left(\frac{\text{力率80パーセントの機器総容量}}{\text{の機器総容量}} \right)$$

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
6 契約容量および契約電力の算定方法 16（従量電灯）(2)ニ(ロ)または 19（低圧電力）(4)ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。 (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合 $\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1,000}$ なお、交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。 (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトの場合 $\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$	6 契約容量および契約電力の算定方法 16（従量電灯）(2)ニ(ロ)または 19（低圧電力）(4)ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。 (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合 $\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1,000}$ なお、交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。 (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトの場合 $\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$
7 日割計算の基本算式 (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。 イ 基本料金、最低料金、定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合 $1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ ただし、26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は、$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。 ロ 従量電灯、臨時電灯 B および公衆街路灯 B の料金適用上の電力量区分を日割りする場合 (イ) 従量電灯 A $\text{最低料金適用電力量} = 11 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。 $\text{第 1 段階料金適用電力量} = 109 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、第 1 段階料金適用電力量とは、11キロワット時をこえ120キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 $\text{第 2 段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット	7 日割計算の基本算式 (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。 イ 基本料金、最低料金、定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合 $1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ ただし、26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は、$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。 ロ 従量電灯、臨時電灯 B および公衆街路灯 B の料金適用上の電力量区分を日割りする場合 (イ) 従量電灯 A $\text{最低料金適用電力量} = 11 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。 $\text{第 1 段階料金適用電力量} = 109 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、第 1 段階料金適用電力量とは、11キロワット時をこえ120キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 $\text{第 2 段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 (ロ) 従量電灯B 第1段階料金適用電力量 = 120キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 第2段階料金適用電力量 = 180キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 (ハ) 臨時電灯Bおよび公衆街路灯B 最低料金適用電力量 = 11キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。 (ニ) (イ)、(ロ)または(ハ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (ホ) 26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(イ)、(ロ)および(ハ)の $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は、$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といいたします。 ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合 (イ) 26（料金の算定）(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ロ) 26（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力、臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。 ニ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合 (イ) 26（料金の算定）(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ロ) 26（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定い	時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 (ロ) 従量電灯B 第1段階料金適用電力量 = 120キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 第2段階料金適用電力量 = 180キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 (ハ) 臨時電灯Bおよび公衆街路灯B 最低料金適用電力量 = 11キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。 (ニ) (イ)、(ロ)または(ハ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (ホ) 26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(イ)、(ロ)および(ハ)の $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は、$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といいたします。 ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合 (イ) 26（料金の算定）(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ロ) 26（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力、臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。 ニ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合 (イ) 26（料金の算定）(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ロ) 26（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定い

変更前（2025 年 4 月 1 日実施）	変更後（2026 年 11 月 1 日実施）
たします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。 (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。 イ 電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。 ロ 需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から、当社が次の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。 (3) 定額制供給の場合または 25（使用電力量の算定）(4)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。 (4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。 イ 電気の供給を開始した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 ロ 需給契約が消滅した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。	たします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。 (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。 イ 電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。 ロ 需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から、当社が次の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。 (3) 定額制供給の場合または 25（使用電力量の算定）(4)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。 (4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。 イ 電気の供給を開始した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 ロ 需給契約が消滅した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

別 紙

特定小売供給約款

2026 年 11 月 1 日 実 施

四国電力株式会社

2026 年 9 月 29 日 届出

特 定 小 売 供 給 約 款

目 次

I	総 則	1
1	適 用	1
2	供給約款の届出および変更	1
3	定 義	1
4	単位および端数処理	3
5	実 施 細 目	3
II	契約の申込み	4
6	需給契約の申込み	4
7	需給契約の成立および契約期間	5
8	需 要 場 所	5
9	需給契約の単位	6
10	供 給 の 開 始	6
11	供 給 の 単 位	6
12	承 諾 の 限 界	7
13	需給契約書の作成	7
III	契約種別および料金	8
14	契 約 種 別	8
15	定 額 電 灯	8
16	従 量 電 灯	11
17	臨 時 電 灯	15
18	公 衆 街 路 灯	18

19	低 圧 電 力	23
20	臨 時 電 力	26
21	農 事 用 電 力	28
IV	料金の算定および支払い	30
22	料金の適用開始の時期	30
23	検 針 日	30
24	料金の算定期間	31
25	使用電力量の算定	31
26	料 金 の 算 定	32
27	日 割 計 算	33
28	料金の支払義務および支払期日	34
29	料金その他の支払方法	35
30	延 滞 利 息	37
31	保 証 金	38
V	使用および供給	40
32	適正契約の保持	40
33	力 率 の 保 持	40
34	需要場所への立入りによる業務の実施	40
35	電気の使用にともなうお客さまの協力	41
36	供 給 の 停 止	41
37	供給停止の解除	42
38	供給停止期間中の料金	43
39	違 約 金	43
40	供給の中止または使用の制限もしくは中止	43
41	制限または中止の料金割引	44

42	損害賠償の免責	45
43	設備の賠償	45
VI	契約の変更および終了	46
44	需給契約の変更	46
45	名義の変更	46
46	需給契約の廃止	46
47	需給開始後の需給契約の廃止または変更に伴う 料金および工事費の精算	47
48	解約等	49
49	需給契約消滅後の債権債務関係	49
VII	供給方法，工事および工事費の負担	50
50	供給方法および工事	50
51	工事費負担金等の申受けおよび精算	50
VIII	保安	51
52	保安の責任	51
53	調査	51
54	調査に対するお客さまの協力	51
55	保安に対するお客さまの協力	51
56	自家用電気工作物	52
附	則	53

別 表..... 59

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、特定需要に応じて一般送配電事業者または配電事業者（以下「一般送配電事業者等」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。
- (2) この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。
徳島県，高知県，香川県（一部を除きます。），愛媛県（一部を除きます。）

2 供給約款の届出および変更

- (1) この供給約款は、電気事業法附則第18条第4項の規定および電気事業法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第4項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の特定小売供給約款によります。

3 定 義

次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧
標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。
- (2) 電 灯
白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (3) 小 型 機 器
主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用する，電灯以外の

低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動 力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(6) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(7) 契 約 容 量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(8) 契 約 電 力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(9) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(10) そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(11) 貿 易 統 計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(12) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日か

ら翌年の2月28日までの期間（翌年がうるう年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

4 単位および端数処理

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力または農事用電力については、19（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。
- (5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者等〔以下「当該一般送配電事業者等」といいます。〕が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等〔以下「託送約款等」といいます。〕に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約容量、契約電力、発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

- (2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。

イ 託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。

ロ 当社が、需給契約の締結に必要な事項のうち、当該一般送配電事業者等が接続供給のために必要とする事項について、当該一般送配電事業者等に提供すること。

ハ 当該一般送配電事業者等が、接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、当社に提供すること。

- (3) 契約負荷設備、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

- (4) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長

期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

- (5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、お客さまの需給契約の申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

- (2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。

ニ お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イ、ロおよびハにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

8 需 要 場 所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

- (1) 1 需要場所において、次の 2 以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の 1 契約種別（(2)の場合は、2 契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合

臨時電灯のうちの 1 契約種別、臨時電力、農事用電力

- (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯のうちの 1 契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合

- (3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき。

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまおよび当該一般送配電事業者等と協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

13 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 契約種別および料金

14 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 別	
電 灯 需 要	定 額 電 灯	
	従 量 電 灯	A
		B
	臨 時 電 灯	A
		B
		C
	公 衆 街 路 灯	A
		B
		C
電 力 需 要	低 圧 電 力	
	臨 時 電 力	
	農 事 用 電 力	

15 定 額 電 灯

(1) 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，お客さまに特別の事情があると当該一般送配電事業者等が認めた場合には，交流単相 3 線式標準電圧 100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料 金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 需要家料金

需要家料金は，1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	71円50銭
---------	--------

ロ 電 灯 料 金

(イ) 電灯料金は，各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの 1 灯につき	144円16銭
10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	241円03銭
20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	434円78銭
40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	628円53銭
60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	1,015円01銭
100ワットをこえる 1 灯につき50ワットまでごとに	507円52銭

(ロ) ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表 4 「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものいたします。）を算定し，その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表 4 「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものいたします。）を算定し，その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ 小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表 4 「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものいたします。）に応じ 1 月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	393円40銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	676円80銭
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき50ボルトアンペアまでごとに	338円40銭

(5) そ の 他

当該一般送配電事業者等は，必要に応じて電流制限器を取り付けます。

16 従 量 電 灯

(1) 従 量 電 灯 A

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。
- (ハ) 定額電灯を適用できないこと。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)および(ハ)に該当し、かつ、(ロ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

ニ 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最 低 料 金	1 契約につき最初の11キロワット時まで	953円13銭
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	31円42銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	38円04銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	41円55銭

ホ そ の 他

当社は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

(2) 従 量 電 灯 B

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お

客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または供給設備の都合でやむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望され

る場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	444円88銭
---------------------	---------

(ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	28円02銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1 キロワット時につき	33円55銭
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36円47銭

17 臨時電灯

(1) 臨時電灯 A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 料 金

料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって1日につき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	11円79銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	23円57銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	23円57銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	235円68銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	235円68銭

ニ その他

- (イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Aを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 臨時電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

- (イ) 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 臨時電灯Aを適用できないこと。

ロ 料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃

料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

最 低 料 金	1 契約につき最初の11キロワット時まで	1,063円52銭
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	44円75銭

ハ そ の 他

- (イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは、臨時電灯 B を適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 A に準ずるものいたします。

(3) 臨 時 電 灯 C

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃

料価格が 80,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	504円00銭
---------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	39円16銭
-------------	--------

ハ その他

(イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。

(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは、臨時電灯 C を適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 B に準ずるものといたします。

18 公衆街路灯

(1) 公衆街路灯 A

イ 適用範囲

公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 1 キロボルト

アンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することがあります。

ロ 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 需 要 家 料 金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	66円00銭
---------	--------

(ロ) 電 灯 料 金

a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	140円86銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	236円63銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	427円08銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	617円53銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	997円41銭
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	498円72銭

b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場

合等は、別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)を算定し、その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

- ｃ 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)を算定し、その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に応じ１月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの１機器につき	384円60銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	663円60銭
100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	331円80銭

ハ その他

- (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて１需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Ａを適用することがあります。
- (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 公衆街路灯Ｂ

イ 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 使用する負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が６キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 公衆街路灯Ａを適用できないこと。

ロ 料 金

料金は，その１月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が８０，０００円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が８０，０００円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最 低 料 金	１契約につき最初の１１キロワット時まで	９２４円９９銭
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	３０円８３銭

ハ そ の 他

(イ) 広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて１需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ｂを適用することがあります。

(ロ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ａに準ずるものといたします。

(３) 公衆街路灯Ｃ

イ 適 用 範 囲

公衆街路灯を使用する需要で，契約容量が６キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として５０キロボルトアンペア未満であるものに適用

いたします。

ロ 契 約 容 量

契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）といたします。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

（イ） 基 本 料 金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	400円07銭
---------------------	---------

（ロ） 電 力 量 料 金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	28円11銭
-------------	--------

ニ そ の 他

- （イ） 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて１需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Ｃを適用することがあります。
- （ロ） その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Ｂに準ずるものといたします。

19 低 圧 電 力

(1) 適 用 範 囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）

または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契 約 電 力

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係

数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。

(イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の 2 台の入力につき	100パーセント
	次の 2 台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割

増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものいたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,282 円 52 銭
-----------------	--------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	26 円 51 銭	25 円 07 銭

ハ 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表 5（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85 パーセントを上回る場合（(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を 5 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、基本料金を 5 パーセント割増

いたします。この場合、電気機器の力率は、託送約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けしていないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

ニ そ の 他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。

(6) そ の 他

変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用することとはできません。

20 臨 時 電 力

(1) 適 用 範 囲

動力を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

(2) 契 約 電 力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(3) 料 金

契約電力が、5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ 定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によ

って算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといいたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	257円10銭
---------------------	---------

ロ 従量制供給の場合

料金は、19（低圧電力）(5)イおよびロによって算定された金額の 20 パーセントを割増ししたもののならびに別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといいたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。

(4) そ の 他

イ 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となる場合は、臨時電力を適用いたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといいたします。

21 農 事 用 電 力

(1) 適 用 範 囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

(2) 契 約 電 力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1年の基本料金の合計は、電気を使用する場合の基本料金の2月分（その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力1キロワットにつき	967円05銭
---------------	---------

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	22円40銭	21円34銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、低圧電力に準ずるものといたします。

(4) そ の 他

イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。

ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

Ⅳ 料金の算定および支払い

22 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

23 検 針 日

検針日は、次により、当該一般送配電事業者等が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに当該一般送配電事業者等が行ないます。ただし、当該一般送配電事業者等は、やむをえない事情のある場合は、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 当該一般送配電事業者等は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日まで
の期間が短い場合

ロ 非常変災等の場合

ハ その他特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたとき。

- (4) (3)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

- (5) (3)ロまたはハの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

24 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 定額制供給の場合または 25（使用電力量の算定）(4)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

25 使用電力量の算定

- (1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、次の場合および(3)の場合を除き、30分ごとの使用電力量を料金の算定期間（需給契約が消滅した場合は、原則として直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

イ 23（検針日）(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分し

てえた値によって精算いたします。

なお、計量値を確認するときは、それにより精算いたします。

- ロ 23（検針日）（4）の場合、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、26（料金の算定）（1）イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

なお、計量値を確認するときは、その値によります。

- ハ 23（検針日）（5）の場合の使用電力量は、原則として、前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）（1）イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

なお、計量値を確認するときは、それにより精算いたします。

- (2) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (3) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく算定できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (4) 従量制供給のお客さまについて、当該一般送配電事業者等が検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

26 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いた

します。

イ 電気の供給を開始し，再開し，休止し，もしくは停止し，または需給契約が消滅した場合

ロ 契約種別，契約負荷設備，契約容量，契約電力，力率等を変更したことにより，料金に変更があった場合

ハ 24（料金の算定期間）（1）の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，5日を上回り，または下回るとき。

（2） 料金は，需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

27 日 割 計 算

（1） 当社は，26（料金の算定）（1）イ，ロまたはハの場合は，次により料金を算定いたします。

イ 基本料金，最低料金，定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は，別表 7（日割計算の基本算式）（1）イにより日割計算をいたします。

ロ 電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 7（日割計算の基本算式）（1）ハにより算定いたします。ただし，従量電灯，臨時電灯 B および公衆街路灯 B の料金適用上の電力量区分については，別表 7（日割計算の基本算式）（1）ロにより日割計算をいたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 7（日割計算の基本算式）（1）ニにより算定いたします。

ニ イ，ロおよびハによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。

- (2) 26（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。

また、26（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

- (3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表 7（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。
- (4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

28 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。

イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23（検針日）(4)の場合の料金または 25（使用電力量の算定）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、25（使用電力量の算定）(3)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

なお、25（使用電力量の算定）(4)の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

ロ 定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。

ハ 29（料金その他の支払方法）(6)の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。

ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に当該一般送配電事業者等が計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

ホ 農事用電力のお客さまの1年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の2月分を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は、その検針日といたします。）といたします。

(2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。

(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

ただし、当該一般送配電事業者等が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

(4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

29 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、原則として、次により当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより

支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

(2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。

ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

(3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法にもとづく弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(5) 23（検針日）(4)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

(6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

(7) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

なお、当社は、前受金について利息を付しません。

- (8) 臨時電灯、臨時電力および農事用電力については、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただきます。

なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。

また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。

30 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を29（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

31 保 証 金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

- (3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。

- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

- (5) 当社は、次により、保証金に利息を付します。

イ 利息は、年0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。

ロ 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。

- (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。

V 使用および供給

32 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

33 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。
- (2) 進相用コンデンサは、託送約款等に定めるところを基準として取り付けていただきます。

34 需要場所への立入りによる業務の実施

- (1) 当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

イ 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

ロ その他この供給約款によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要な業務

- (2) 当該一般送配電事業者等は、36（供給の停止）(2)もしくは(3)により必要な処置を実施するため、または託送約款等に定めるところにより、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがあり

ます。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

35 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者等、当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、当該一般送配電事業者等が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

- (2) お客さまが発電設備等を当該一般送配電事業者等の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしがたい、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

36 供給の停止

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、電気

の供給を停止することがあります。

- (2) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当該一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

イ お客様が料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ お客様が他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

- (3) お客様が次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当該一般送配電事業者等は、当社の求めに応じ、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。

イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ハ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。

ニ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。

ホ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。

ヘ 34（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ト お客様がその他この供給約款に反した場合

37 供給停止の解除

36（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合で、お客様がその理由となった事実を解消し、その事実にともない

当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われ、かつ、当社に電気の供給の再開を申し出ていただいたときには、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

38 供給停止期間中の料金

36（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を 27（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯 A および公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。

39 違 約 金

- (1) お客さまが 36（供給の停止）(3)イからホまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内に当社が決定した期間といたします。

40 供給の中止または使用の制限もしくは中止

託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

41 制限または中止の料金割引

- (1) 当社は、40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって、定額電灯、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

イ 割引の対象

定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金、従量電灯Aについては最低料金および最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

ロ 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

ハ 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

- (2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当該一般送配電事業者等がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、1暦月の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。
- (3) 臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

42 損害賠償の免責

- (1) 40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 48（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

43 設備の賠償

- (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

イ 修理可能の場合

修理費

ロ 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

- (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

Ⅵ 契約の変更および終了

44 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものいたします。

45 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

46 需給契約の廃止

- (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当該一般送配電事業者等は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

- (2) 需給契約は、48（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社または当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

47 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

お客さま（定額電灯，従量電灯 A，臨時電灯，公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が，契約容量または契約電力を新たに設定し，または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし，当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

(1) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合

イ 当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

ロ 当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について，当社が，当該一般送配電事業者等から託送約款等に定めるところにより，工事費の精算に係る請求を受けた場合は，当社は，お客さまからその金額を申し受けます。

(2) 契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合

イ 当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の

使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、当社が、当該一般送配電事業者等から託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。

(3) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合

イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、当社が、当該一般送配電事業者等から託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。

(4) 契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合

イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分とい

たします。)につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、当社が、当該一般送配電事業者等から託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。

48 解 約 等

- (1) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

- (2) お客さまが、46（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社および当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

49 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法，工事および工事費の負担

50 供給方法および工事

- (1) 電気の需給地点は，当該一般送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) その他の供給方法および工事は，託送約款等に定めるところによるものといたします。

51 工事費負担金等の申受けおよび精算

- (1) 当社が当該一般送配電事業者等から，託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，費用の実費または実費相当額等（以下「工事費負担金等」といいます。）の請求を受けた場合は，当社は，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
- (2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は，工事費負担金に関する必要な事項について，工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。
- (3) 当該一般送配電事業者等から工事完成后，工事費負担金等の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。
- (4) 託送約款等に定めるところにより，当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。
- (5) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で，当社が当該一般送配電事業者等から，託送約款等に定めるところにより，費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，その金額をお客さまから申し受けます。

VIII 保 安

52 保 安 の 責 任

託送約款等に定めるところにより，当該一般送配電事業者等は，需給地点に至るまでの供給設備（当該一般送配電事業者等が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物について，保安の責任を負います。

53 調 査

当該一般送配電事業者等は，法令および託送約款等に定めるところにより，お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。
なお，係員は，所定の証明書を提示いたします。

54 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には，その工事が完成したとき，すみやかにその旨を当社，当該一般送配電事業者等または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。
- (2) 託送約款等に定めるところにより，当該一般送配電事業者等は，53（調査）により調査を行なうにあたり，必要があるときは，お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

55 保安に対するお客さまの協力

- (1) 託送約款等に定めるところにより，次の場合には，お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合には，当該一般送配電事業者等は，ただちに適当な処置をいたします。
イ お客さまが，引込線，計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

- (2) お客さまが当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置，変更または修繕工事をされる場合は，あらかじめその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。また，物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。これらの場合において，保安上とくに必要があるときには，当該一般送配電事業者等は，お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

56 自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については，この供給約款のうち次のものは，適用いたしません。

- (1) 53（調査）
(2) 54（調査に対するお客さまの協力）

附 則

附 則

1 この供給約款の実施期日

この供給約款は、2026年11月1日から実施いたします。

2 料金（口座振替割引契約）についての特別措置

(1) 適用範囲

定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，低圧電力，臨時電力または農事用電力として電気の供給を受けるお客さまで，お客さまが(4)に定める方法によって料金を支払っていただくことが可能であり，かつ，お客さまが口座振替割引契約の適用を希望される場合に，当分の間，適用いたします。

(2) 契約の成立

口座振替割引契約は，お客さまの申込みを当社が承諾し，かつ，お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了し当社に通知したときに成立いたします。

なお，この場合，当社は契約成立の旨をお客さまにお知らせいたします。

(3) 料 金

イ 各月の料金は，次の算式により算定された金額からロの口座振替割引額を差し引いたものに再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。ただし，次の算式により算定された金額が，口座振替割引額を下回る場合の口座振替割引額は次の算式により算定された金額と同額といたします。

定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，低圧電力，臨時電力または農事用電力によって料金として算定された金額

－ 再生可能エネルギー発電促進賦課金
として算定された金額

ロ 口座振替割引額

口座振替割引額は，1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	55円00銭
---------	--------

ただし、次の場合には口座振替割引を適用いたしません。

- (イ) その1月の料金の支払義務発生日の前月の支払義務発生日に発生した料金の支払方法等が、(4)によって行なわれていない場合のその1月の料金
- (ロ) その1月の料金の支払義務発生日に発生した料金が、(4)イ(イ)によって支払われない場合のその1月の料金
- (ハ) 需給契約消滅日の前日を料金の算定期間に含むその1月の料金
- (4) 料金の支払方法等

料金の支払方法等は、次のいずれにも該当する方法で行なっていただきます。

イ 料金の支払方法

- (イ) お客さまが指定する金融機関等の口座から当社の口座へ毎月継続的に振り替える（以下「口座振替」といいます。）こと。
- (ロ) 当社の口座への振替が毎月1回目の請求で完了すること。

ロ 料金の振替結果のお知らせ

- (イ) 定額制供給または農事用電力の契約に適用する場合は、電気料金の振替結果の通知を原則として年1回当社の指定した月に当社指定の様式で行なうこと。ただし、年の途中で契約が廃止された場合については振替結果の通知をいたしません。
- (ロ) 定額制供給および農事用電力を除く契約に適用する場合は、電気料金の振替結果の通知を原則として翌月の検針結果のお知らせ時に当社指定の様式で行なうこと。
- (5) そ の 他

口座振替割引契約を適用する場合は、当社は口座振替による料金収納ができなかった場合を除き、請求書の発行はいたしません。

3 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

- (1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、(2)により算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

イ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

- (2) 料金は、16（従量電灯）(1)ニおよび(2)ホにかかわらず、各戸ごとに従量電灯Aを適用したものとみなして、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

4 農事用電力（脱穀調整用電力）のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に変更前の特定小売供給約款附則4（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け、脱穀調整用電力を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

(1) 契 約 電 力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

(2) 料 金

料金は、1年（毎年4月1日から起算いたします。）につき次によって算定された金額および定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

契約電力 契約 使用期間	0.5キロ ワット	1 キロ ワット	2 キロ ワット	3 キロ ワット	3キロワットをこえ 1キロワットを増す ごとに
最初の30日まで	4,487円41銭	6,759円10銭	11,258円83銭	15,772円19銭	4,394円10銭
30日をこえる 1日につき	50円99銭	87円65銭	183円02銭	276円17銭	96円45銭

ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を下回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を上回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を加えたものいたします。この場合、基準単価は、次のとおりいたします。

契約電力	0.5キロ ワット	1 キロ ワット	2 キロ ワット	3 キロ ワット	3キロワットをこえ 1キロワットを増す ごとに
1日につき	25銭3厘	50銭6厘	1円01銭3厘	1円51銭9厘	50銭6厘

(3) 支払義務発生日

料金の支払義務発生日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日いたします。ただし、最初の30日までの料金の支払義務発生日は、契約使用開始日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日いたします。

(4) その他の事項については、本則の農事用電力に準ずるものいたします。

5 災害救助法が適用された場合等の特別措置

当社の供給区域において災害が発生し、原則として災害発生日から1年以内に、当社の供給区域内の地域が災害救助法第2条第3項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合、または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項に定める激甚災害として指定され、当社の供給区域内の地域がその対象地域となった場合で、災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から6月後の月の末日までに、

当該災害により被害を受けたお客さま（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域のお客さまに限ります。）の需要場所に係る需給契約についてお客さまからこの特別措置の適用の申出があるときの電気料金その他の供給条件は次のとおりといたします。

なお、当社は、お客さまからこの特別措置の適用の申出を受けた場合、必要に応じて、罹災証明書等を提出していただきます。

- (1) 災害により被害を受けたお客さまの料金について、災害発生日が属する月の前月の料金の支払期日（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を、それぞれ1か月延長いたします。
- (2) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には、お客さまの料金を、26（料金の算定）にかかわらず、災害発生日が属する料金計算月の次の料金計算月から6月に限り、免除いたします。
- (3) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、次のいずれかに該当する場合、51（工事費負担金等の申受けおよび精算）にかかわらず、工事費負担金等の申受けについては、託送約款等によるものといたします。

イ 災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用されず、需給契約を廃止された後、お客さまが新たに当該需要場所にて災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに需給契約の申込みを行なわれた場合で、かつ、その申込みが災害により被害を受けたときの当該需要場所における契約容量等をこえない場合

ロ 再建等のため、お客さまが新たに当該需要場所にて災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに臨時電灯または臨時電力の需給契約の申込みを行なわれた場合

ハ 再建等のため、お客さまが災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに引込線、計量器、その付属装置、区分装置および通信設備等の取付位置の変更の申込みを行なわれた場合で、かつ、その供給方法が災害

により被害を受けたときの供給方法と同一である場合

- (4) 災害により被害を受けた従量電灯 B，臨時電灯 C，公衆街路灯 C，低圧電力，臨時電力，農事用電力のお客さまの需要場所において，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合，26（料金の算定）にかかわらず，災害発生日が属する月から 6 月後の月の末日までの間は，その使用不能設備に相当する基本料金を申し受けません。
- (5) その他の事項については，本則に準ずるものといたします。

6 この供給約款の実施にともなう切替措置

この供給約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては，26（料金の算定）および 27（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。

別 表

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

b 臨時電灯 A および臨時電力

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A、臨時電灯 B および公衆街路灯 B のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の11キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ) (ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いた

ものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの
平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化
天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭
価格

$$\alpha = 0.0875$$

$$\beta = 0.0770$$

$$\gamma = 1.1770$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの

平均石炭価格の単位は， 1 円とし， その端数は， 小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は， 各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお， 燃料費調整単価の単位は， 1 銭とし， その端数は， 小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (80,000 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,000 円を上回り， かつ， 120,000 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,000 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 120,000 円を上回る場合
平均燃料価格は， 120,000 円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (120,000 \text{ 円} - 80,000 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は， その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，
(ロ)の場合を除き， 次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年がうるう年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

- (ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

ニ 燃料費調整額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯 A および臨時電力

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A、臨時電灯 B および公衆街路灯 B のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 11 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの 1 灯につき	59銭8厘
	10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	1円19銭7厘
	20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	2円39銭3厘
	40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	3円58銭9厘
	60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	5円98銭2厘
	100ワットをこえる 1 灯につき50ワットまで ごとに	2円99銭1厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1円78銭6厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの 1 機器につき	3円57銭3厘
	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50ボルトアンペアまでごとに	1円78銭6厘

(ロ) 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	4銭8厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの場合	9銭7厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペ アまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	9銭7厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアン ペアまでの場合	96銭4厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルト アンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	96銭4厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キ
ロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基
準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1円01銭3厘
---------------------	---------

ロ 従量制供給の場合

(イ) 従量電灯 A, 臨時電灯 B および公衆街路灯 B

基準単価は, 次のとおりといたします。

最低料金	1 契約につき最初の11キロワット時まで	1円69銭4厘
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	15銭4厘

(ロ) (イ)以外の場合

基準単価は, 次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	15銭4厘
-------------	-------

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は, (1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格, 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格, 1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を, インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

3 契約負荷設備の総容量の算定

差込口の数と電気機器の数が異なる場合は, 次によって算定された値にもとづき, 契約負荷設備の総容量を算定いたします。

(1) 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量(入力)といたします。この場合, 最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

(2) 電気機器の数が差込口の下回る場合

電気機器の総容量(入力)に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

イ 住宅, アパート, 寮, 病院, 学校および寺院

1 差込口につき 50ボルトアンペア

ロ イ以外の場合

1 差込口につき 100ボルトアンペア

4 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ ケーブル灯

	換 算 容 量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×150パーセント	管灯の定格消費電力(ワット) ×125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×200パーセント	

ロ ネオン管灯

2 次電圧 (ボルト)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換 算 容 量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
999以下	40	40
1,149 "	60	60
1,556 "	70	70
1,759 "	80	80
2,368 "	100	100

ニ 水 銀 灯

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60 "	80	170	70
80 "	100	190	90
100 "	150	200	130
125 "	160	290	145
200 "	250	400	230
250 "	300	500	270
300 "	350	550	325
400 "	500	750	435
700 "	800	1,200	735
1,000 "	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は，換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは，次のとおりといたします。

出力（ワット）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35以下	—	160	出力（ワット）× 133.0パーセント
45 〃	—	180	
65 〃	—	230	
100 〃	250	350	
200 〃	400	550	
400 〃	600	850	
550 〃	900	1,200	
750 〃	1,000	1,400	

ロ 3相誘導電動機

3相誘導電動機の換算容量は，次の算式によって算定された値といたします。

(イ) 馬力表示の場合

$$\text{入力(キロワット)} = \text{出力(馬力)} \times 93.3 \text{パーセント}$$

(ロ) キロワット表示の場合

$$\text{入力(キロワット)} = \text{出力(キロワット)} \times 125.0 \text{パーセント}$$

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 (携帯型および移動型を含みます。)	最高定格 管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大 入力(キロボルトアン ペア)の値とい たします。
診察用装置	95キロボルトピーク以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5
		30 " 50 "	2
		50 " 100 "	3
		100 " 200 "	4
		200 " 300 "	5
		300 " 500 "	7.5
		500 " 1,000 "	10
	95キロボルトピーク超過 100キロボルトピーク以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6
		300 " 500 "	8
		500 " 1,000 "	13.5
	100キロボルトピーク超過 125キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク超過 150キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	11
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式 診 察 用 装 置	コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下		1
	0.75マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド "		2
	1.5 マイクロファラッド " 3 マイクロファラッド "		3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

$$\text{入力(キロワット)} = \text{最大定格 1 次入力 (キロボルトアンペア)} \times 70\text{パーセント}$$

ロ イ以外の場合

$$\text{入力(キロワット)} = \text{実測した 1 次入力 (キロボルトアンペア)} \times 70\text{パーセント}$$

(5) そ の 他

イ (1), (2), (3)および(4)によることが不相当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて 1 契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

5 加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{100 \text{ パーセント} \times \left(\frac{\text{電熱器}}{\text{総容量}} \right) + 90 \text{ パーセント} \times \left(\frac{\text{力率90パーセントの機器総容量}}{\text{機器総容量}} \right) + 80 \text{ パーセント} \times \left(\frac{\text{力率80パーセントの機器総容量}}{\text{機器総容量}} \right)}{\text{機器総容量}}$$

6 契約容量および契約電力の算定方法

16（従量電灯）(2)ニ(㍑)または 19（低圧電力）(4)ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

7 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金，最低料金，定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし，26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は， } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ロ 従量電灯，臨時電灯 B および公衆街路灯 B の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(イ) 従量電灯 A

$$\text{最低料金適用電力量} = 11 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，最低料金適用電力量とは，イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 1 段階料金適用電力量} = 109 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第 1 段階料金適用電力量とは，11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 2 段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第 2 段階料金適用電力量とは，120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 従量電灯 B

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) 臨時電灯 B および公衆街路灯 B

$$\text{最低料金適用電力量} = 11\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

- (ニ) (イ)、(ロ)または(ハ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- (ホ) 26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(イ)、(ロ)および(ハ)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

- (イ) 26（料金の算定）(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 26 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力、臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率により区分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ニ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合

(イ) 26 (料金の算定) (1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 26 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 定額制供給の場合または 25 (使用電力量の算定) (4)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検

針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

- (4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

- (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。